

# 第 106 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 6 年 3 月 14 日 (木) 9 : 45 ~ 16 : 15

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) (仮称)久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書について (資料No.1-1~1-5)
- (2) 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画 第 2 種事業の判定について (資料No.2-1~2-5)
- (3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価準備書について (資料No.3-1~3-7)

### 3 その他

- (1) 陸上風力発電所に係る環境影響評価の新たな取組と配慮書ガイドラインの改定について (協議)
- (2) 第 2 種事業の判定に係る課題と対応について (協議)
- (3) 環境影響評価手続の実施状況等について (報告)

### 4 閉会

#### 【配付資料】

- No.1-1 : (仮称)久慈山形風力発電事業に係る環境影響評価手続状況  
No.1-2 : (仮称)久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見  
No.1-3 : (仮称)久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解  
No.1-4 : (仮称)久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見  
No.1-5 : (仮称)久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見別紙
- No.2-1 : 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画に係る届出等の状況  
No.2-2 : 第 2 種事業の判定の基準  
No.2-3 : 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画第 2 種事業の判定に係る市町村長意見  
No.2-4 : 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画第 2 種事業概要書に対する委員等事前質問・意見  
No.2-5 : 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画第 2 種事業概要書に対する委員等事前質問・意見別紙

- No.3-1：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続状況
- No.3-2：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する市町村長意見
- No.3-3：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解
- No.3-4：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する委員等事前質問・意見【非公開】
- No.3-5：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する委員等事前質問・意見別紙
- No.3-6：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価審査会提出追加資料
- No.3-7：現地調査視察視点【非公開】

- No.4-1-1：陸上風力発電所に係る環境影響評価の新たな取組と配慮書ガイドラインの改定について
- No.4-1-2：陸上風力発電所の環境影響評価の環境保全措置等の報告に関する指針
- No.4-1-3：岩手県環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物に関する情報の利用に関する指針
- No.4-1-4：イヌワシの1号及び2号区域【非公開】
- No.4-1-5：主要な1号区域（保安林）【非公開】
- No.4-2：第2種事業の判定に係る課題と対応について
- No.4-3：環境影響評価手続の実施状況等について【非公開】

第106回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○※
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	○※
大河原 正文	岩手大学理工学部 准教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	×
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	×
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	×
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	×

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
高橋 雅雄	岩手県立博物館 専門学芸調査員	×

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
佐々木 麻里	環境保全課 主事	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
昆野 智恵子	環境保全課 主査	
佐藤 悠	環境保全課 技師	
工藤 航希	自然保護課 主査	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
昆野 辰樹	都市計画課 主任	
千葉 真也	建築住宅課 技師	
小原 穰	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主任主査(オブザーバー)	

【議事(1)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
青井 貴裕	HSE株式会社 発電事業本部 事業開発第二部 部長	
中村 佳亮	HSE株式会社 発電事業本部 事業開発第二部 主任	
寺西 勝則	HSE株式会社 発電事業本部 事業開発第二部 主任	
工藤 佑希也	株式会社日立パワーソリューションズ 風力事業開発部 事業開発グループ	
齊藤 凌	株式会社日立パワーソリューションズ 風力事業開発部 事業開発グループ	
森田 景五	株式会社建設環境研究所 地域環境部	
森田 正之	株式会社建設環境研究所 地域環境部	
山口 美咲	株式会社建設環境研究所 地域環境部	
笠原 暢	株式会社建設環境研究所 地域環境部	

【議事(2)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
松野 互吾	プロロジス	
荒木 彰一	プロロジス	
中山 博貴	プロロジス	
三木 優治	株式会社オオバ	
渡邊 春佳	株式会社オオバ	

【議事(3)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
吉田 健	一関地区広域行政組合事務局 総務管理課長	
菊池 弘	一関地区広域行政組合事務局 総務管理課施設整備係長	
石川 勝志	一関地区広域行政組合事務局 総務管理課主査	
日下 尚也	一関地区広域行政組合事務局 総務管理課主事	
荒木 徹	一般財団法人日本環境衛生センター環境事業第一部次長	
植木 祥治	一般財団法人日本環境衛生センター環境事業第一部 ごみ検査品質管理グループ課長	
中前 忠之	国際航業株式会社環境保全部環境グループ環境担当部長	
佐藤 嘉隆	国際航業株式会社東北技術部事業企画担当部長	
佐々木 秀明	国際航業株式会社東北技術部国土保全グループ環境担当部長	

## 第 106 回岩手県環境影響評価技術審査会 タイムテーブル

日時 令和 6 年 3 月 14 日 (木) 9 : 45 ~ 16 : 15

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

時間	内容
9 : 45	開会
9 : 50 ~ 10 : 50 (60 分)	議事(1) (仮称) 久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書について
10 : 50 ~ 11 : 00 (10 分)	休憩
11 : 00 ~ 12 : 00 (60 分)	議事(2) 岩手金ヶ崎プロジェクト建設計画 第 2 種事業の判定について
12 : 00 ~ 13 : 00 (60 分)	昼食休憩
13 : 00 ~ 14 : 30 (90 分)	議事(3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価準備書について
14 : 30 ~ 14 : 40 (10 分)	休憩
14 : 40 ~ 16 : 10 (90 分)	その他
16 : 15	閉会

## (仮称)久慈山形風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)久慈山形風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 105,000kW	
事業の実施区域(予定地)	久慈市山形町、九戸郡九戸村	
事業者の名称	HSE 株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年6月24日付け
	縦覧期間	令和4年6月24日～令和4年7月25日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年6月24日～令和4年7月25日
	技術審査会の審査	令和4年7月26日
	知事意見の送付	令和4年8月22日
方法書	提出	令和5年11月27日付け
	縦覧期間	令和5年11月28日～令和5年12月27日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年11月28日～令和6年1月17日
	説明会	令和5年12月9日
	意見の概要書の提出	令和6年2月9日 意見:21件(3通)
	技術審査会の審査	令和6年3月14日
	知事意見の送付	令和6年 月 日 (送付期限:令和6年5月9日)

## 「(仮称) 久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書」に対する久慈市長意見

## 【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適正に対応すること。

## 【個別的事項】

## (1) 防災

砂防地域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害(特別)警戒区域を対象事業実施区域外としているが、土砂災害警戒区域についても確認のうえ、事業実施すること、

## (2) 土地利用

ア 国土利用計画法に基づき、市街化区域であれば 2,000 m<sup>2</sup>以上、市街化区域を除く都市計画区域であれば、5,000 m<sup>2</sup>以上、都市計画区域外であれば 10,000 m<sup>2</sup>以上の土地取引を行う場合には、同法に定める届出を実施すること。

イ 農業振興地域の区域を確認のうえ、区域に該当する場合は必要な変更手続きを行うこと。

ウ 森林法に基づく計画区域に該当するため、開発、伐採等を行う際には必要な手続きを行うこと。また、事業実施のために使用した作業用通路については、林業者が行う森林整備の際に共用するよう配慮されたい。

## (3) 電波障害

風力発電施設の建設に伴い、テレビ及びラジオの放送受信環境に影響が発生するおそれが懸念されるため、建設場所の近隣にあるテレビ共聴組合が建設した受信施設への影響の有無やラジオの受信環境について留意すること。

## &lt;参考資料&gt;

① 「風車による受信障害例と救済方法」(総務省東北総合通信局)【資料1】

② 「風力発電による放送受信への影響防止についてのご協力をお願い」(総務省東北総合通信局 HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>)

## (4) 自然公園

事業実施区域周辺には県立自然公園の「久慈平庭県立自然公園」が立地している。事業実施区域内に自然公園特別地域が含まれていないことから、事業実施にあたっての行為等許可申請は特段要しないが、今後事業実施に向けた調査等を行うにあたり、自然公園特別地域内で県立自然公園条例(昭和33年12月26日条例第53条)第10条第4項に規定する各種行為を行おうとする際には、当市に対し許可申請を行うとともに、行為概要について情報共有を行うこと。

## (5) 産業

対象事業実施区域は、当地域の基幹産業である日本短角種の公共牧場が含まれ、または近接していることから、放牧環境に影響が生じないように配慮されたい。

## (6) 水質

事業実施区域近隣(事業実施区域下流側)に日野沢地区及び荷軽部地区の水源があるため、施工の際及び施設完成後においては水質に影響が及ばぬよう留意すること。

(7) 自然環境（植物・動物・生態系）

北エリア対象事業実施区域の近隣では「ミズバショウ」の群生地が所在している。現在では周辺の森林が伐採され環境が著しく変化しているが植生が確認されている状況である。市の指定文化財等ではないが、地域住民が主体となり環境整備を行った経緯があるため、事業実施の際は群生地を破壊しないよう留意すること。【資料2】

(8) 騒音・振動

事業実施区域は当市における騒音及び振動の規制地域に含まれていないが、事業実施（建設工事を含む。）に伴う騒音及び振動については極力低減するよう配慮すること。

また、「調査、予測及び評価の手法」については、測定数値のみならず、近隣の生活環境及び家畜や生態系への影響も考慮するなど多角的なものとなるよう留意すること。

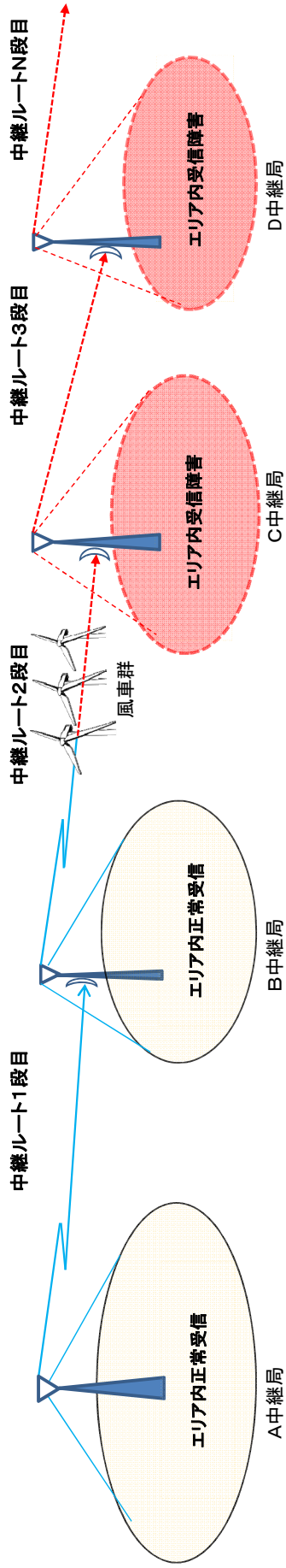


## 「(仮称) 久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書」に対する九戸村長意見

- 1 今後の事業計画の検討及び環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響の低減に努めること。
- 2 対象事業実施区域の関係者のみならず、より広い範囲を対象とした住民に対する情報提供と丁寧な説明を行い事業実施の理解が得られるよう努めること。
- 3 重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きい「位置・規模」の選定を優先するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い、現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。
- 4 主な対象事業実施区域は久慈市山形町であり、本村管理の道路や河川等への直接的な影響は少ないものと考えられるが、事業により道路や河川、他の占用物件等に支障を与えることのないよう配慮すること。今後工事計画等の詳細な設計を行ううえにおいて、周辺地域等の環境に対する影響について十分な調査を行い、適切な対策を考慮した計画を策定し、今後策定する各図書に反映させること。また、随時事業に係る詳細な協議を実施すること。

# 風車による受信障害例と救済方法

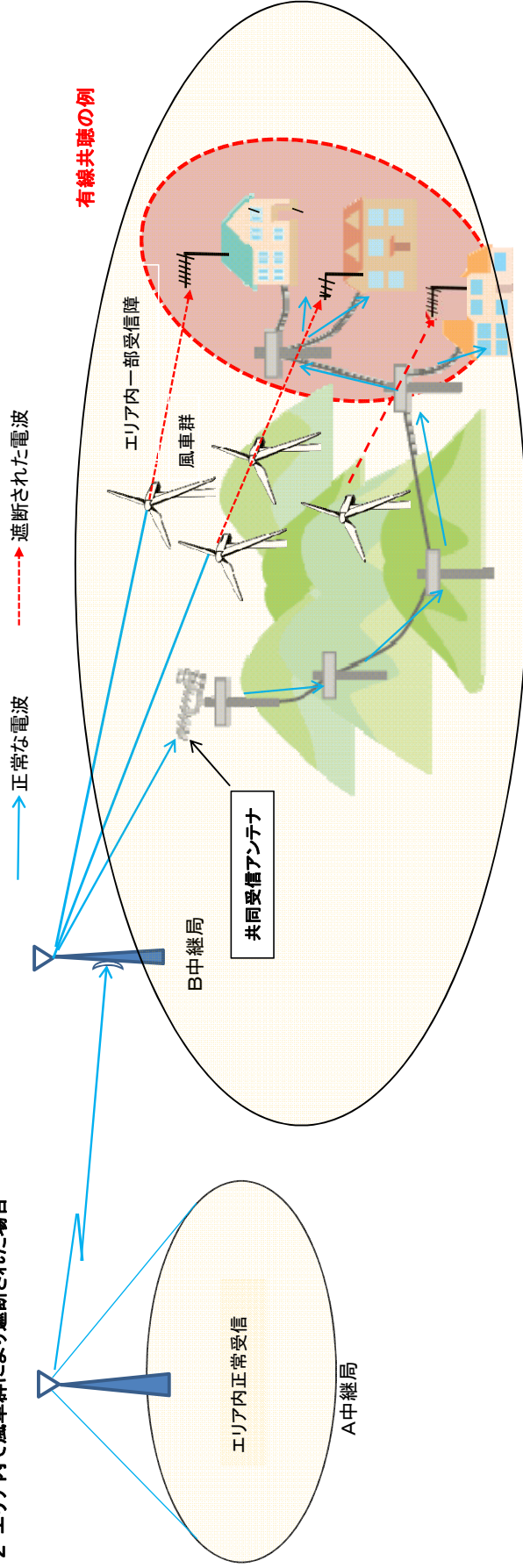
## 1・中継ルート間に風車群で遮断された場合



中継ルート2段目に位置する風車群の影響により、C中継局の受信電波が遮断された場合、この中継局の放送エリアで受信障害が発生する  
また、C中継局以後の中継局のエリアでも受信障害が発生する

回避方法：風車建設の詳細な事前検討を実施し、中継ルート間で遮蔽しない位置に風車を建設する

## 2・エリア内で風車群により遮断された場合



- 対策手法：1 有線共聴（風車の遮蔽とならない位置に共同受信アンテナを設置し、障害を受けている家庭をケーブルで接続し救済する。）  
2 無線共聴（風車の遮蔽を受けない場所を受信し、再送信する方法により救済する。）



(仮称) 久慈山形風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和6年2月

H S E 株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧の方法 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	4

## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和 5 年 11 月 28 日 (火)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

令和 5 年 11 月 28 日(火)付で、下記日刊紙に公告を掲載した。

- ・岩手日報社の全県版(朝刊)

##### ② 地方公共団体の広報、情報誌によるお知らせ

下記広報、情報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報くじ(令和 5 年 12 月 1 日発行)
- ・広報くのへ(令和 5 年 12 月 6 日発行)

##### ③ インターネットによるお知らせ

関係地方公共団体及び事業者のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1018367/1070534.html>

- ・久慈市ホームページ

<https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokanren/202206211700.html>

- ・九戸村ホームページ

<https://www.vill.kunohe.iwate.jp/docs/2243.html>

- ・H S E 株式会社ホームページ

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

### (3) 縦覧の方法

関係地方公共団体の庁舎等の7カ所で縦覧した。また、インターネットの利用により、電子縦覧を行った。

#### ① 地方公共団体の庁舎等

- ・岩手県北広域振興局県民ホール（岩手県久慈市八日町1-1 1階）
- ・久慈市役所本庁舎一階生活環境課（岩手県久慈市川崎町1-1）
- ・久慈市山形総合支所（岩手県久慈市山形町川井第8地割30-1）
- ・岩手県北広域振興局二戸地域振興センター（岩手県二戸市石切所字荷渡6-3）
- ・九戸村役場庁舎三階総務課（岩手県九戸郡九戸村大字伊保内10-11-6）
- ・九戸村江刺家支所（岩手県九戸郡九戸村大字江刺家8-36）
- ・九戸村戸田支所（岩手県九戸郡九戸村大字戸田17-39-2）

#### ② インターネットの利用による縦覧

- ・HSE株式会社 ホームページ

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和5年11月28日（火）から令和5年12月27日（水）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各施設の開庁、開館時間内
- ・電子縦覧：令和5年11月28日（火）から令和6年1月17日（水）まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は1名であった。

（内訳）岩手県北広域振興局県民ホール	0名
久慈市役所本庁舎一階生活環境課	0名
久慈市山形総合支所	0名
岩手県北広域振興局二戸地域振興センター	0名
九戸村役場庁舎三階総務課	0名
九戸村江刺家支所	1名
九戸村戸田支所	0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を下記の3箇所において実施し、方法書の縦覧等に関する公告と併せて、説明会開催の旨を令和5年11月28日付で公告した。

開催日時	説明会会場	参加者
令和5年12月8日(金) 18時～19時	道の駅くじやませ土風館1階多目的ホール	4名
令和5年12月9日(土) 10時～11時	久慈市山村文化交流センター(おらほーる)2階 講座室	2名
令和5年12月9日(土) 14時30分～15時30分	九戸村山村開発センター1階 産業振興研修室	4名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和5年11月28日(火)から令和6年1月17日(水)まで  
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② H S E株式会社への書面の郵送

### (3) 意見書の提出状況

合計3名の方から、3通の意見書が提出された。



## 第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は 21 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（1/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>岩手県内陸部には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。特に北上高地北部に位置する事業実施予定地やその周辺地域は多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、久慈市山方町山形地区、同市平庭高原、及び近隣の九戸村夏間木地区は岩手県の鳥獣保護区に指定されております(方法書 p. 196)。また予定地に接する平庭高原は久慈平庭県立自然公園に指定されております(方法書 p. 193)。従ってこのような地域に接する形で大型風力発電施設の建設を行うことは、この地域に生息する多数の動植物、特に鳥類の生息に重大な影響を与えることが強く危惧されます。</p> <p>これらを踏まえ、今回私ども日本野鳥の会もおかほ、貴社の公表した環境影響評価方法書(以下、方法書という)に示される事業計画案に対して、野鳥保護の立場から下記の意見を述べさせていただきます、結論としては貴社に対して当該事業計画の中止を強く求める次第です。</p>	<p>今後の事業計画については、最新の知見や専門家等の助言を踏まえながら現地調査を実施し、動植物の生息環境を把握したうえで、環境影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。</p>
2	<p><b>【1】</b> 希少猛禽類の生息環境の保全に関して            今回の方法書にも記載されておりますが、本事業の事業実施想定区域は様々な鳥類の生息地、繁殖地、あるいは越冬地であるとともに、岩手県レッドデータブックに掲載されているイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息する地域でもあります。イヌワシとクマタカはともに環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧種 IB 類、岩手県の「いわてレッドデータブック」では A ランクに指定されており、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。しかるに、風力発電施設は、主に「バードストライク」と「風発施設の忌避による狩場(餌場)の放棄」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。まして北上高地には既に数カ所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況の元で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。</p> <p>従って当会は、希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の方法書に示されている事業計画の中止を強く求めます。</p>	<p>方法書ではイヌワシ・クマタカを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。</p> <p>今後の手続において適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じてイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類について最新の知見を踏まえた環境保全措置を検討することで希少猛禽類の生息環境の保全に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（2/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>(1) 当該事業計画予定地は非常に広い範囲に及び、設置する風力発電施設は最大出力5000kW、風力発電機の基数も最大21基と大規模です。しかも今回の方法書 p. 84 にも示されているように、この事業予定地域はイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息メッシュの中に位置しております。多数の風力発電施設を広い地域内に分散的に設置するとこれらの希少猛禽類の生息エリアを大幅に狭め、結果的に山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛翔する際にバードストライクの可能性を高めるとともに、広大なエリアやその周辺地域から希少猛禽類を排除する結果にもなります。</p>	<p>今後の手続において実施する現地調査でイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の出現状況を把握し、必要に応じて環境保全措置を適用することで希少猛禽類への影響を可能な限り回避又は低減する方針です。</p>
4	<p>(2) 方法書 p. 16 によれば、今回の事業計画では既存の3ブレード型の風車の使用が前提となっています。しかし3ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることについては既に膨大なデータが公表されており、平成18年に岩手県内の他の風力発電施設でイヌワシのバードストライクを起こした風力発電施設も3ブレード型の風車でした。さらに既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等により鳥類からの視認性を高める措置等が希少猛禽類のバードストライク防止に対してほとんど効果のないことも既に明らかになっております。</p> <p>従って今後の新規風力発電事業を計画する際にはこのような過去の事例を教訓とし、バードストライク・バットストライク等の防止を目指して「マグナス式風車」など3ブレード以外の形状の風力発電機を検討することが強く求められます。</p>	<p>方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。</p> <p>今後の手続において、適切に現地調査を実施し、鳥類やコウモリ類の出現状況を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。</p> <p>また、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえながら、風力発電機の機種を検討を進める方針です。</p>
5	<p>(3) 方法書 p. 16 に示されている通りに対象事業が進められると、山の尾根に高度187mの風車が林立することになります。この187mという高度は、これまでの種々の研究結果により、イヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られておりますので、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライク発生の可能性が高まります。</p>	<p>方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。</p> <p>今後、適切に調査を実施し、イヌワシの出現状況や飛翔高度等を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（3/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>(4) 岩手県内で現在稼働している風力発電施設の近隣の地域のイヌワシ生息地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず、風力発電施設の稼働開始によりイヌワシがその地域を忌避するようになり、その結果として近接するイヌワシの採餌適地(狩場)が失われたと判断されます。特に近年の岩手県内のイヌワシの繁殖成功率は10%を切っております。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては希少猛禽類という特殊性により明らかにされておりません。しかしイヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護の対象としなければならず、そのためには営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を絶対に避ける必要があります。</p> <p>従って私どもは、方法書 p. 84 に示されているイヌワシの分布メッシュ内での風力発電施設建設に強く反対いたします。</p>	<p>方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。また、イヌワシの餌場となる環境についても助言をいただいております。今後は、適切に現地調査を実施し、イヌワシの飛行ルートや出現状況を把握したうえで予測・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。</p>
7	<p>(5) 近年は「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められております。そしてこの考え方に沿う形でこの方法書 p. 26 に隣接する他の事業者の風力発電事業計画が紹介されております。しかしこれを見ると、北上高地中央部において複数の風力発電事業が直接的に重複または隣接する形で数珠繋ぎに立案されていることは明瞭です。これらの風力発電事業が全て完成してしまうと、北上高地を東西南北に縦・横断する風力発電施設の長い繋がりが生じることになり、鳥類の生息環境への悪影響が大幅に増幅され、深刻化することが強く危惧されます。特に広い生息範囲を必要とする希少猛禽類については、風力発電施設が縦横に配列されると、結果的に北上高地において営巣適地や採餌適地が大幅に制約されて種の存続までもが大きく脅かされてしまいます。</p>	<p>本計画の対象事業実施区域周辺において計画されている風力発電計画について情報収集を行っているとともに、対象事業実施区域と計画地が重複する事業者とは適宜情報交換を行っております。</p> <p>今後の事業計画については、最新の知見や専門家等の助言を踏まえながら現地調査を実施し、動植物の生息環境を把握したうえで、環境影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（4/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p><b>【2】 渡り鳥の生息環境の保全について</b></p> <p>日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の野鳥調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった渡りのコースなども次々に明らかになってきております。特に北東北の北上川や馬淵川水系、および北上高地一帯は多種多様な渡り鳥の重要な渡りのコースとなっており、その一部は貴社の作成した方法書 p. 80～82 にも記載されている通りです。実際にこの地域一帯はガン・カモ、ハクチョウ類などの渡り鳥の大群の定期的な渡来コースであり、季節になれば、これらの渡り鳥の大群が奥羽山脈を越えたり北上高地を行き交ったりする姿が頻繁に観察されます。またこの地域には環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシも冬季に少数ながら渡来します。さらに本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖もこの地域では見ることができます。一方、風力発電施設では膨大な数のバードストライク事故により小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることが世界各地で報告されています。従って貴社の風力発電施設が当該地域で稼働すれば渡り鳥の渡りの大動脈が攪乱されたり鳥類の生息環境の悪化を招いたりすることが危惧されます。</p> <p>私どもは、それらの生息環境の保全の立場より、貴社に対して当該事業計画の中止を強く求めます。</p>	<p>方法書では渡り鳥を対象とした調査手法について、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。</p> <p>今後の手続において、適切に現地調査を実施し、渡り鳥の出現状況を把握したうえで適切に予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ、施設の稼働による野鳥の渡りの攪乱や生息環境の悪化を可能な限り回避又は低減するよう適切な環境保全措置を検討します。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（5/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>(1) 風力発電施設の稼働が渡り鳥の行動範囲を制約したり渡りのコースの攪乱に繋がったりする要因となることは既に科学的調査により明らかにされており、そのため近年の環境影響評価においてはガン・カモ、ハクチョウ類の渡りのコースや生息環境、あるいは海ワシ類の生息に関する詳細な調査結果が必ず報告されております。実際に今回の方法書の p. 82～84 には予定地付近が渡り鳥の渡りルートに近接していることが示されております。しかしその中には最近急速に進展している野鳥の渡りに関する研究の成果があまり反映されていないようです。また方法書には海ワシ類生息状況やバードストライクに関する記述はありませんが、その一方で渡来数がオジロワシよりもかなり少ないと想定されるオオワシにおいてはその生息メッシュが事業予定地に近接しており、それは方法書 p. 85 に示されております。北海道の風力発電施設においては、しばしばオジロワシのバードストライクが頻発していることより、この地域でのオジロワシの生息環境の保全に留意すべきであるとする専門家の意見（方法書 p. 340）も無視することはできません。これらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、最新の手法による詳細な生息状況調査が特に不可欠であり、過去の失敗事例に学ぶ保全対策の導入は不可欠です。例えば風力発電施設における野鳥のバードストライクに関しては、日本国内外の膨大な量の過去の文献ありますが、貴社の方法書に示されている参考文献の中ではそれらの引用が全く見られません。これは過去の事故事例の文献調査を行っていないためと推測されます。さらにこの方法書の中には、実際にこの発電施設の稼働に伴うバードストライクの事前予測に関する検討や、仮にバードストライクが発生した場合の対応などに関する記述も見あたりません。つまり当該事業計画は、鳥類全般のバードストライクに関する事前準備が不十分なまま進められていると言えます。</p>	<p>方法書では、配慮書段階で整理した結果も含め調査手法等について専門家のご助言を反映しており、具体的な渡りルートについては、適切に現地調査を実施し、現況を把握したうえで、予測・評価を行います。</p> <p>また、頂いたご意見を踏まえて準備書において資料の更なる収集に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（6/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>(2) 希少な夏鳥であるオオジシギは、環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種 (NT) に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されておりますが、その習性により、風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされております。実際に日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査によっても、本州でのオオジシギ生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。一方この数年ほどの当会独自の調査によれば、当該事業予定地域はオオジシギの生息地の一つとなっております。また方法書 p. 265 によれば、鳥類の専門家が当該地域における希少なアオシギの生息の可能性も指摘しているようです。しかし今回の方法書を通して、事業予定地周辺でのオオジシギ等の生息状況の調査やバードストライクの可能性は調査検討の対象となっておらず、このままでは、この地域の希少シギ類の生息環境の保全に配慮した事業計画が今後作成されるとは考えられません。</p>	<p>今後の手続において実施する現地調査においては、オオジシギを含めた鳥類の生息状況を把握する計画としており、その結果を踏まえて事業による影響について適切に予測・評価を行います。</p>
11	<p>(3) 今回の方法書においては、風力発電施設の建設にあたって近隣の住民の生活環境に配慮するような記述は見られますが、実際には風力発電施設予定地域から 1km ほどの範囲内に複数の小中学校や福祉施設等が立地しております（方法書 p. 252～256）。また風力発電施設の影や低周波音を含む騒音は人間や家畜に対してのみならず、希少猛禽類をはじめとする野生動物全体の生息環境にも大きな影響を与えるはずですが、しかし風車の影や騒音が、希少猛禽類の生息や夏鳥の繁殖にどのような影響を及ぼすかという点は全く考慮されておりません。また今後の環境影響調査において、そのような観点で鳥類の生息状況調査を実施するかどうかについての記述も見られません。</p>	<p>現時点では、風車の影や騒音による希少猛禽類の生息や夏鳥の繁殖への影響については明らかではありませんが、今後の手続において野生動物の生息状況を把握したうえで専門家等の助言を踏まえながら、必要に応じて適切な対策を検討します。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（7/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>(4) 風力発電施設が北上高地北部地域の至る所に設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境や渡りルートの攪乱、及びバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。従って風力発電施設の規模の大小に関わらず、生息状況調査を予定地域において適正に実施し、その調査結果に基づいて風力発電施設が生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することが、これらの渡り鳥の生息環境を保全する上で必要があり、そのためには近隣の他の事業者による複数の風力発電施設との「累積的環境影響」を適切に評価することも不可欠となります。確かに今回の方法書においては近隣の他の事業者の事業実施計画や事業区域は示されておりますが、p. 25～26 に示されているように、既存の風力発電事業予定地との地理的重複や近接が目立ちます。具体的には、計画中の「(仮称) 岩手久慈風力発電事業」、「(仮称) 久慈・九戸風力発電事業」、「(仮称) 西久慈風力発電事業」とは事業予定地がほぼ重なり、「(仮称) 小軽米風力発電事業」、「(仮称) 折爪岳(2期)風力発電事業」、「(仮称) 袖山高原ウインドファーム事業」などとは位置的にかなり近接してしております。しかしその一方で、今回の事業計画とほかの事業計画との環境影響に関する相互の関係性への言及は見られず、地域全体として、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の生息環境や渡り鳥の渡来コースを保全するために、他事業者の風力発電事業との間にどの程度の間隔をあけるのが適切かといった問題も全く考慮されておられません。さらにそれらに関して、地域横断的に「累積的環境影響」を予測し評価しようという方向性も示されておらず、それらを今後の検討の対象に含めるというような記述も見当たりません。このような事業計画の進め方では当該事業予定地を含む北上高地中部における渡り鳥の生息環境の保全は困難になると思われまます。</p>	<p>本計画の対象事業実施区域周辺において計画されている風力発電計画については情報収集を行っているとともに、対象事業実施区域と計画地が重複する事業者については適宜情報交換を行っております。</p> <p>今後の手続においても、他事業に関する事業計画等の情報の収集に努め、その結果を踏まえて累積的影響を十分考慮したうえで、渡り鳥への影響について予測及び評価を実施する方針です。</p>



環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（8/8）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>(5) 方法書 p. 15～22 を見る限りでは、風力発電施設に付随して必要となる送電網、変電施設、管理事務所、主要道路から各発電施設までのアクセス用の道路などについての具体的な記述がありません。例えば送電網の設置についても架線にするか、地下埋設にするか、どの位置に敷設し合計敷設距離はどれほどか、送電網の設置工事をどのように進めるのか、などが全て不明です。またアクセス用の道路についても方法書 p. 18 では「必要に応じて道路の拡幅及び新設工事を行う」との記述に留まっております。つまりどの場所の道路拡幅が必要か、どこに道路の新設が必要かというような基礎的な事柄が未確定のままと思われます。これらの工事に伴う車両の走行、工事の騒音や振動、排水、土砂の流出などが周囲や森林や河川の生態系に悪影響を及ぼすことが必至である以上、これらの点についての具体性を欠いた今回の方法書は、環境影響評価の上で極めて不十分な内容のものと言わざるを得ません。</p>	<p>方法書では環境影響に対する調査、予測及び評価の手法について取りまとめたものとなります。そのため、今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえながら、環境影響を可能な限り回避又は低減する事業計画としてアクセス道路も含めて具体化していく方針です。その結果については準備書で可能な限り具体的にお示しする予定です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）（1/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>1. 風力発電設備はふるさとの山野に甚大な影響を与えます。</p> <p>県北の北上高地の山野は長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電設備はこれまで保たれてきた生態系（植生、哺乳動物他）、野生生物（特に希少ワシタカ類、コウモリ類、飛翔性昆虫類の衝突被害）、景観の悪化、低周波、騒音、森林伐採、ゲリラ豪雨による山野災害の懸念など多くの問題があります。この計画の中止を要望します。</p>	<p>今後の手続において現地調査により、自然環境、生活環境の状況を把握し、必要に応じて適切に環境保全措置を講ずることで、影響を可能な限り回避又は低減できる事業計画を検討する方針です。</p>
15	<p>2. 希少猛禽類、渡り鳥など野鳥のバードストライク・バットストライクが懸念される。</p> <p>計画地は、希少猛禽類イヌワシ・クマタカの生息地並びに数少ない狩場です。計画の3枚ブレードの風力発電機器は、ブレードに防護対策がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があります。国内外の野鳥・コウモリ類の甚大な被害が報告されています。その被害の多くはイヌワシなど希少猛禽類です。今回の計画は、広面積の山野開発で環境に与える影響は大きい。風車は、岩手では実績の無い1基、5,000kwの大型風車25基設置する計画で最大出力125千kwと最大規模です。機器の高さは200mに及び、尾根上を移動する希少猛禽類、渡り鳥に障害となり影響は大きい。風車建設と取り付け道路などの工事による周辺の森林伐採等の環境改変は、そこに繁殖、生息する野鳥、哺乳類などに甚大な影響を与えます。数年前の台風10号、19号では計画地周辺地域もゲリラ豪雨の甚大な山野災害が発生しました。大規模山野開発は山野災害の原因となります。イヌワシの狩場の風車建設は、絶滅に追い打ちをかける開発です。岩手ではイヌワシのバードストライクが釜石WFで発生しています。風車の既設地域で、イヌワシが消えた地域が葛巻、釜石地区などにあります。山野に突然大型風車の出現は、近年増加したガン類やハクチョウ類など大型水鳥、多くの渡り鳥、森林のコウモリ類の障害となり、衝突被害が予想されます。保護の観点から問題です。</p>	<p>方法書ではイヌワシを含めた希少猛禽類を対象とし、専門家等の助言を踏まえた調査計画を設定しています。</p> <p>今後の手続において、適切に現地調査を実施し、希少猛禽類、渡り鳥、コウモリ類等の出現状況を把握したうえで予測・評価を行います。また、その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を適用することで影響を可能な限り回避又は低減する方針です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（2/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>3. 累積的な影響評価が懸念されます。</p> <p>周辺地域には、ほかに11か所の事業計画があり累積的影響評価も大きな問題です。ひしめき合う多数の計画は、隙間のない壁のようで、通過する野鳥、コウモリ類、飛翔性昆虫などに逃げ場がありません。これまでに他の計画でも、近郊の計画との累積的な環境評価が事業者から示されたことはありません。累積影響評価は、監督官庁である環境省、県などが指導的な役割を果たし、公正に影響を判断すべきですが、事業者は業界団体が相互協力して影響を示す努力が見られません。事業者が影響を評価できない場合は、行政が適正な判断を示すべきです。</p>	<p>今後も引き続き、他事業に関する事業計画等の情報の収集に努め、その結果を踏まえて必要に応じて累積的影響について予測及び評価を実施する方針です。</p>
17	<p>3. 電力の需給予測と風力発電</p> <p>国際的な温暖化対策に足並みを合わせる為に、十分な検討がなされないまま風力発電計画が進行しているように感じます。野生生物の衝突を避ける新方式の風力発電機器も開発されマスコミでも報道されていますので見直すべきです。計画地の野生生物の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。国はまだ原発に望みを捨てておらず、企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられます。最近、火力発電や原発の新規開発の報道もありました。イベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGsの推進から、電気は将来の人口減少予測等を適正に判断し、多く作るのではなく節電対策を推進すべきです。</p>	<p>本事業では風力発電による再生可能エネルギーの導入を促進することで、地球温暖化問題への対応に資するとともに、岩手県、久慈市及び九戸村が掲げている再生可能エネルギー導入への取り組みに貢献し、日本のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的としております。また、環境影響については、今後の手続において、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討する方針です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（3/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>4. 適正な環境影響調査と環境評価を望みます。</p> <p>最近の傾向として、風力発電の普及のためか、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。現行のアセス方法では、月当たり3日間連続の調査を2年間と短く、一日当たりの調査時間はおよそ午前8時から16時と年間同じです。春から秋の長い日照時間帯で、野鳥の最も活動する早朝夕刻の時間帯など繁殖期の日照時間長い時期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが、有効な調査がされていません。アセス法に希少種がいくら記録されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。風車の稼働計画に、悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなど稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥への保護の処置が国内の風力事業に見られないのも、納得できません。事後調査も不明確な事例が多い。調査定点は適正な場所に配置し、野鳥の出現種の位置情報は正しい記載をお願いします。</p> <p>事業の可否判断となる専門家は、計画を容認する人選をしているように感じます。匿名とせず氏名を公表することで権威が証明されます。特に希少猛禽類調査並びにバードストライクの確率を見ても内容はゆるく、実情とかけ離れています。釜石のイヌワシの衝突事故が発生した場合でも、風車が止まることなく稼働を続けました。</p> <p>現状のゆるい法規制では、飛翔性生物の野鳥、コウモリ類、昆虫などの生物並びに山野災害が懸念されることから、計画中止をお願いします。 以上</p>	<p>環境影響については、今後の手続において、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討する方針です。</p> <p>なお、本事業に係る助言をいただいた専門家については、氏名を公表し個人が特定されることで自由な発言・助言が損なわれるおそれがあるため、具体的な氏名の公表は差し控えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（1/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。</p> <p>■土砂災害警戒区域</p> <p>対象事業実施区域の周辺には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が数多く存在します。</p> <p>方法書及び要約書の「図 2.2-3 対象事業実施区域の設定の考え方」に示された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は誤りです。「久慈市防災総合ハザードマップ」又は「久慈市 土砂災害警戒区域等位置図」を参照して書き直してください。具体的には、泥崎、大峰沢、谷地、室沢、落安、野場、木藤古らの集落は全て「土砂災害警戒区域」に指定されています。岩手県のホームページ 1)によると「令和2年3月31日までに危険箇所の基礎調査は完了し、結果を公表した」とあります。4点質問します。</p> <p>①本方法書の縦覧を開始する時点で岩手県の危険箇所の基礎調査の結果に気づいていましたか。</p> <p>②一体、これほど重大な事実の記載漏れは、どうして発生したのですか。</p> <p>③住民説明会では記載ミスを訂正されましたか。</p> <p>④御社のホームページ等で周知に努めましたか。</p> <p>もし御社が縦覧開始以前に気づいていなかったり、気づいておりながら周知に努めなかったとするならば、御社の安全に対する意識のレベルを疑わざるをえません。明確な回答を求めます。</p> <p>また、令和5年12月21日に、岩手県から「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」が公表されています 2)。それによれば、新たに指定された箇所は大幅に増えています。上記の集落を結ぶ県道272号（戸田荷軽部線）や県道5号（一戸山形線）の大半は指定されています。準備書には必ず記載してください。</p>	<p>方法書で掲載した土砂災害特別警戒区域等の情報は「国土数値情報」、「岩手県デジタルマップ」を参照し作成しており、3章図3.2-17に掲載している図面は岩手県が公開している土砂災害警戒区域等の情報と齟齬がないことを確認しております。一方、ご指摘のとおり2章図2.2-3の図面には一部正確な表示ではない箇所がありましたので、準備書以降の手續において適切に修正します。</p> <p>また、ご教示頂いた「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」についても準備書以降の手續において適切に反映いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（2/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>■土石流</p> <p>さて、「土砂災害警戒区域」及び「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」とは、土石流、地すべり、がけ崩れにより被害の発生するおそれのある箇所のことです。以下では、特に土石流について述べます。土石流の起点は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の外にあることが一般的です。沢のさらに上流部です。そこは「土石流の危険のある溪流」として指定されています3)。</p> <p>対象事業実施区域には、「土石流の危険のある溪流」が多くあります。泥崎から高畑山に向かって伸びる稜線の県道 272 号側の斜面のほとんどは「土石流の危険のある溪流」に指定されています。泥崎の南の 680m 標準点の北東斜面、木藤古の北側斜面も同様です。</p> <p>準備書では、「土石流の危険のある溪流」について範囲が明確にわかる図を掲載することを求めます。</p>	<p>「土石流の危険のある溪流」については、方法書 3 章図 3.2-18 において「土砂災害危険箇所 土石流危険溪流」として整理しております。また、「新たな『土砂災害が発生するおそれのある箇所』」についても岩手県への確認を踏まえ準備書以降の手續において適切に反映いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（3/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>■平成28年台風第10号</p> <p>平成28年台風第10号による土砂災害は記憶に新しいところです。久慈市に隣接する岩泉町の被害は特に甚大でした4)。</p> <p>この時の土砂災害を国土地理院が分析しています5)。「(空中写真判読による)土砂崩壊・堆積地等分布図(岩手県岩泉町安家・穴沢・鼠入地区)」と「土石流の危険のある溪流」を重ねてみるとよく一致しています。特に、稜線直下の0次谷を起点とする規模の大きな土石流は「土砂災害が発生するおそれのある箇所」ではなく、その上流部を含む「土石流の危険のある溪流」に注目する必要があることを教えています。</p> <p>対象事業実施区域と岩泉町の山域とは、地質、地形がよく似ています。また、対象事業実施区域は「土石流の危険のある溪流」と重なります。このような危険な場所の木々を伐採し、アクセス道路や風車を設置することは、土石流の素因を作ることです。林道が土石流の起点となっている例は枚挙にいとまがありません6)。実際、小本川流域の場合、自然斜面で崩壊が発生した流域数と林道沿いで崩壊が発生している流域数はほぼ同数であった報告されています7)。「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き」にも「伐採により、土砂流出・崩壊のおそれのある林分は禁伐」とあります8)。</p> <p>計画の撤回を求めます。</p> <p>1) 土砂災害警戒区域等位置図  <a href="http://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1044566/index.html">http://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1044566/index.html</a></p> <p>2) 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表について  <a href="https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1059600/index.html">https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasen-sabou/doshasaigai/1059600/index.html</a></p> <p>3) 土砂災害防止防止法について  <a href="https://www2.pref.iwate.jp/~hp0607/dosya.html">https://www2.pref.iwate.jp/~hp0607/dosya.html</a></p> <p>4) 「平成28年8月30日 台風10号豪雨体験談の記録集—この体験を未来へ—」(岩手県岩泉町)</p> <p>5) 平成28年台風第10号に関する情報  <a href="http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H28.taihuu10go.html">http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H28.taihuu10go.html</a></p> <p>6) 「災害と林業～土石流被害と林業の関係性の報告～」(自伐型林業推進協議会、  <a href="https://youtu.be/7iy1mw_Cf7s">https://youtu.be/7iy1mw_Cf7s</a>)</p> <p>7) 「地形的背景からみた岩手県北上山地における平成28年8月台風第10号豪雨の土砂移動」(金俊之、檜垣大助 J.of Jpn.Landslide Soc., Vol. 56, No. 3 p. 104(2019))</p> <p>8) 「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き 令和4年3月」(林野庁 国有林野部)</p>	<p>方法書第3章において対象事業実施区域及びその周辺の「土石流の危険のある溪流」の情報として「土石流危険溪流」を整理しており、この他、土砂災害警戒区域等の情報を踏まえ各種災害リスクの適切な把握に努めます。また、本事業に係る林地開発許可制度の手続において、防災面も含め関係機関との協議を行い、風力発電機の設置に当たっては慎重に検討して参ります。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問	事業者回答
1	全般	石川委員	16	風力発電機の機種が決定していなければ騒音などの評価ができないと思いますが、いつ頃決定する予定でしょうか。	風力発電機の機種については現在検討中ですが、準備書段階では採用する機種の情報を踏まえ、騒音などによる影響について予測・評価をする方針としています。
2	事業区域	伊藤(歩)委員	161	来内小学校からの風車の離隔距離が約 1.0 km であり、風車の影響が懸念されます。離隔距離ができるだけ大きくなるように風車の位置を再検討してください。	環境調査後の予測評価の結果を踏まえ、風車の影響が懸念される場合には風車の位置を再検討し、必要な離隔距離を確保します。
3	事業区域	伊藤(歩)委員	163	住居の一部が対象事業実施区域内に含まれています。住居が存在する場所から区域を除外することを検討してください。	住居の居住者からは弊社の事業計画当初よりご理解いただいております。居住者の土地に風況測定器を設置させていただいております。また、事業進捗についても適宜ご説明させていただいております。今後も居住者のご意見踏まえ事業を進めてまいります。
4	事業区域	伊藤(歩)委員	163	住居等からの離隔距離が0.5 km程度に配置されている風車がいくつかあります。離隔距離がもっと大きくなるように風車の位置を再検討してください。	これまでの弊社実績において、風力発電機設置位置と住居等までの離隔距離を500m以上確保することで、大きな環境影響が生じていないことから、現時点で最低限の離隔として500mとしています。なお、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な環境保全措置を検討する方針です。
5	事業区域	平井委員	350	風車と住宅との距離が近い箇所がいくつかあります。騒音や景観の問題を考える際、単純に距離での判断はできないところかと思っておりますので、距離が近くても問題ないと判断した材料について教えてください。具体的には、騒音測定箇所のS-2, 4, 6, 7, 9, 10, 11となります。	これまでの弊社実績において、風力発電機設置位置と住居等までの離隔距離を500m以上確保することで、大きな環境影響が生じていないことから、現時点で最低限の離隔として500mとしています。なお、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な環境保全措置を検討する方針です。
6	事業区域	伊藤(歩)委員	226	風車の一部が「優れた自然」の保全区分Bに配置されています。保全を要する場所への配置は予め避けることを検討してください。	方法書で示しました「風力発電機設置位置(予定)」は現時点での想定位置になります。今後の手続における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業による影響を可能な限り回避・低減できるように風力発電機の配置は適宜再検討してまいります。
7	事業区域	前田委員	6	対象事業実施区域に風力発電機が予定されていない場所が含まれています(例えば高畑山周辺)。建設の予備地として確保しているのでしょうか。理由を明記して下さい。	方法書で示しました「風力発電機設置位置(予定)」は現時点での想定位置になります。今後の手続における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業による影響を可能な限り回避・低減できるように風力発電機の配置は適宜再検討してまいります。そのため、ご質問のとおり風力発電機の配置候補となる予備地として対象事業実施区域に含めています。
8	事業区域	前田委員	449	配慮書では3つの検討対象エリアを設け、選定が行なわれました。その時の検討対象エリアの面積に対して、実際に事業実施区域に決まったエリアはごく一部に過ぎません。大半が事業に関わらない広大な範囲を対象に、自然公園や緑の回廊が含まれるか否かを比べたやり方は、やはり不適切だったと言わざるを得ません。選定しなかったエリア2、エリア3にも事業実施区域を設定し、改めてその3区域のあいだで検討を行なった結果を示して下さい。	本事業では久慈市が策定した「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン(令和3年10月)」と連携しながら事業計画の検討を進めています。そのため、計画初期段階である配慮書では久慈市全域を対象に自然公園や緑の回廊等のエリアと重複しておらず、最も課題が少ないと判断したエリアにて事業実施想定区域を設定しました。その後、方法書段階では事業実施想定区域から土砂災害に係る規制状況等を踏まえ更なる絞り込みを行いながら対象事業実施区域を検討しています。今後も引き続き事業計画の具体化を進めながら、区域の絞り込みを図ることで、事業による影響の低減に努めてまいります。なお、ご質問にありましたエリア2、エリア3での検討についてですが、上記で述べた通り、手続段階が異なるため3区域での比較は難しいものと考えております。



No.	区分	委員名	図書頁	質問	事業者回答
		前田委員		(No.8追加) 手続き段階は関係ありません。配慮書で行なったように、各エリアに事業想定区域をそれぞれ決めて、比較をやり直すだけです。もしエリア1の想定区域が優位にならなければ、判断を誤ったわけで、事業者にとっても重大な損失になるでしょう。	ご指摘を踏まえ、検討対象エリア①～③に事業実施想定区域を設定し、比較検討を行いました。比較検討の結果は別添資料にお示しします。なお、3エリアでの比較検討の結果、エリア①が最も課題が少ないと判断しています。
9	事業区域	前田委員	226	エリア1がエリア3より高評価になったのは、自然環境保全指針の区分Bの割合が小さいためでした (P450)。それほどまでに区分Bへの影響回避を重要とするなら、区分Bにかかっている3基の風車建設は取り止めて下さい。	方法書で示しました「風力発電機設置位置(予定)」は現時点での想定位置になります。今後の手続における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業による影響を可能な限り回避・低減できるように風力発電機の配置は適宜再検討してまいります。
		前田委員		(No.9追加) 現時点での発電機の想定位置を決めるにあたって考慮した要因を全て示して下さい。併せて、エリア1の中から事業実施想定区域を決めるにあたって考慮した要因を全て示して下さい。	現時点での発電機の想定位置を決めるにあたり事業実施想定区域で選定した条件から風況、地形、住居離隔を勘案し総合的に配置いたしました。 なお、事業実施想定区域は配慮書で頂いたご意見を踏まえ、各種規制情報、社会インフラ整備状況、環境保全上配慮が必要な施設及び場所を考慮し設定しております。現時点での風車配置は方法書段階における仮設定となるため、今後の調査及び予測結果を踏まえ引き続き検討してまいります。
10	事業区域	大河原委員	2-16(18)ページ 2)工事用道路	「必要に応じて道路の拡幅及び新設工事を行うことを検討している」について、拡幅工事、新設工事の調査・予測・評価の方針について伺いたい。	道路の拡幅及び新設工事の位置や内容については、より事業計画の検討が進んだ準備書段階で具体的にお示しする方針です。そのうえで、「工事の実施」に該当する評価項目を対象に、方法書の第6章で示しています手法において、拡幅工事及び新設工事による影響を調査、予測及び評価する方針です。
11	大気	永幡委員	342, 350-353	工事用資材等の搬出入に係る騒音の調査・予測地点について、提示されている地図からは、大雑把には提案どおりの地点で良さそうである程度の判断しかできない。 評価準備書作成のため、具体的な調査・予測地点を選定するにあたっては、地形等(例えば、急勾配な坂があれば、大型車の走行騒音が大きく上昇することが考えられる)の影響を鑑み、走行騒音が最も大きくなると予測される地点において調査・予測を行うべきである。騒音の影響が最も大きな地点であっても、環境影響が十分に小さいと評価できれば、他の地点では、それ以下の影響しか考えられない。 そして、評価準備書においては、具体的な調査・予測地点が、地形等を鑑み、最も影響が大きいと考えられる地点であることが確認できる資料を示す必要がある。	工事用資材等の搬出入に係る騒音の調査・予測地点について、選定にあたり工事関係車両の主要な走行ルート及び住居等の立地状況を踏まえて選定しましたが、ご指摘を踏まえ、地形等についても考慮して検討します。 また、準備書以降の図書において、具体的な調査・予測地点の選定根拠について、地形等の条件も含め最も影響が大きいと考えられる地点であることが確認できる資料を示します。
12	大気	永幡委員	343	道路交通騒音の予測モデルについて、ASJ RTN-model 2023が発表されることが既に告知されている。評価の際には最新版を使うようにしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、道路交通騒音の予測モデルについて、最新版を使用し評価を行います。
13	大気	永幡委員	343, 345	方法書の第3章の記述が正しければ、事業対象地域とその周辺には、環境基準の類型があてはめられる地域はない。そのため、環境基準を準用するにあたっては、現状で満たしている最も厳しい基準値をもって評価を行うこと。	環境基準の類型指定がなされていない地域においては、当該地域の自然的条件、住居等の立地状況、土地利用の状況等を勘案し、適切な地域類型の当てはめを想定して、騒音に係る環境基準との整合性を検討します。したがって、地域類型の当てはめにあたっては、いただいたご意見を勘案しつつ、今後の調査結果等を踏まえて総合的に検討する方針です。
14	大気	永幡委員	343	騒音の90%レンジの上端値は、規制基準との対応として評価する意味があることはもちろんのこと、住民との環境コミュニケーションの観点から、突発的に発生する大きな音がどの程度の大きさで聞こえてくるのかを伝える意味もある。そのため、住宅地近傍における工事だけでなく、発生地点において高い騒音レベルが見込まれる工事については、住宅地でどの程度のLA5となることが見込まれるのか、示すことが望ましい。	ご指摘を踏まえ、建設機械の稼働に係る騒音について、住宅地における90%レンジの上端値を予測し、その結果を準備書にてお示しします。

No.	区分	委員名	図書頁	質問	事業者回答
15	大気	永幡委員	464 (表7.2.2 騒音及び超低周波音)	<p>方法書の記述をみると、事業者は、風力発電機と住宅との離隔が500mあれば十分であると考えているようにみえる。一方、風力発電による騒音の健康影響については、まだ、十分な科学的知見が得られていないことはWHOも環境省も認めるところであるが、日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な、増大が認められる、という報告もある(例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5))。p.464に見られるような記述をするのであれば、事業者は、上述のような科学的知見があった上でもなお、500m離隔があれば十分であると判断した科学的根拠を明示すべきである。</p> <p>また、風力発電による騒音の健康影響について、科学的な知見が十分ではないことを踏まえ、評価準備書においては、評価準備書及び評価書における予測を反して、不幸にも問題が発生した場合の対処について、明確に示していただきたい。</p>	<p>風力発電機と住宅との離隔は最低限500mの離隔を確保していますが、このことで十分と判断しているものではなく、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果、影響が大きいと判断される場合は、適切な環境保全措置を検討する方針です。</p>
16	その他の環境	伊藤(歩)委員	220	<p>風車の配置が土石流危険渓流と重なっていたり、近接しているケースがあります。このような配置は防災・減災上、避けるべきではないでしょうか。</p>	<p>方法書で示しました「風力発電機設置位置(予定)」は現時点での想定位置になります。今後の手続における地質調査等の結果を踏まえ、安全性を十分確保できるように風力発電機の配置は適宜再検討してまいります。</p>
17	その他の環境	大河原委員	427(No.10) 429(No.16)	<p>「工事により土地の安定性を低下させるリスクが高いと判断された箇所」「土砂災害危険箇所や産地災害危険地区等土砂災害の発生が懸念される箇所については」について、これら危険箇所を判断するための調査・予測・評価方法の方針について伺いたい。</p>	<p>地盤の特性についてはボーリング調査等で状況を把握し、改変によりどの程度影響があるかを予測・評価したうえで風力発電機の配置を適宜検討してまいります。また、対象事業実施区域周辺の開発に係る林地開発許可申請では防災面も含め適切に許可手続を行い、風力発電機の設置に当たっては、土砂災害等の各種災害リスクの適切な把握に努めます。</p>
18	その他の環境	大河原委員	417 表6.2-33	<p>4. 評価の手法「造成等の施工による一時的な影響に係る残土の環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できているか検討し」について、回避、低減できているかの検討方法の具体について伺いたい。</p>	<p>工事の実施に伴い発生する残土の環境影響については、風力発電機組立ヤード等の敷設に伴う土地の改変を最小限にとどめ、掘削工事に伴う発生土を可能な限り埋め戻し、残土を極力発生させないよう努めるなどの環境保全措置を講じることにより、回避、低減することを検討します。</p>
19	水環境	伊藤(歩)委員	153	<p>九戸村における表流水の取水位置を示してください。</p>	<p>九戸村における表流水の取水位置は平内沢に位置します。詳細図は別添資料にてお示しします。</p>
		伊藤(歩)委員		<p>(No.19追加) 荷軽部第1および第2水源の周辺における沢や小川の有無について説明してください。存在する場合はそれらを地図上に示し、実施区域からの濁水などがそこに到達する可能性の有無について説明してください。</p>	<p>方法書で図示している河川の出典は国土数値情報を使用しておりますが、この他現時点で把握している小川の情報を別添資料にてお示しします。実施区域からの濁水が到達するかの可能性については、今後の事業計画と調査の結果を踏まえて予測し準備書にてお示しいたします。</p> <p>なお、現地調査結果にて実施区域からの濁水が到達する可能性があるとして判明した場合には、林地開発手続き等において関係機関と沈砂池や土留柵等の対策について協議を踏まえ、必要な対策を講じる予定です。</p>
20	水環境	伊藤(歩)委員	366	<p>水質の調査地点の多くが河川の下流部に配置されています。工事中の濁水の流入による影響を予測できるように、できるだけ上流部(風車の設置予定位置に近い場所)にも地点を設けていただきたい。</p>	<p>工事中の水の濁りの調査地点を選定するにあたり、対象事業実施区域を流域に含み、また、地形条件等を踏まえ安全に調査できる場所か否かについても考慮して設定しましたが、ご指摘を踏まえ可能な限り風車設置予定位置に近い上流部に設定するよう検討します。</p>
21	水環境	伊藤(歩)委員	366	<p>実施区域が荷軽部水源に近接しているが、水源保全への配慮や対策について説明してください。</p>	<p>工事の実施にあたっては、樹木の伐採や土地の改変は必要最小限にとどめる、土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより土砂や濁水の流出を防止する、造成裸地は速やかに転圧・砕石の敷設を行うことにより濁水の発生を抑制する、等の環境保全措置を実施する方針です。また、林地開発手続等において、関係機関との協議を踏まえ、必要な対策を検討します。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問	事業者回答
22	動物	伊藤(歩)委員	339-340	鳥類に関するヒアリングにおいて、イヌワシ等の猛禽類に関する記述が無いが、猛禽類の専門家へのヒアリングは行わなかったのでしょうか。もしそうであれば、その理由について説明してください。	イヌワシ等の猛禽類については、事業実施想定区域及びその周辺の重要な種についての情報収集を目的とした配慮書の専門家へのヒアリングにおいて採餌環境等の情報を拝受しています。方法書では主にイヌワシを含めた動植物に対する調査、予測及び評価の手法についてご助言を頂くことを目的に、配慮書と同様の有識者へヒアリングし、その結果を図書に整理しています。今後の手続においても頂いたご意見を踏まえて適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。
		伊藤(歩)委員		(No.22追加) 方法初段階での有識者ヒアリングではイヌワシに関する言及は全く無かったということでしょうか。	イヌワシに言及した情報は配慮書段階で収集していたため、方法書段階ではイヌワシを含めた希少猛禽類の調査、予測・評価手法についてヒアリングを行いました。イヌワシの追加的な情報は頂いておりません。
23	動物	伊藤(歩)委員	389	水生生物の調査地点の多くが水質と同様に河川の下流部に配置されています。工事中の濁水の流入による影響を予測できるように、できるだけ上流部(風車の設置予定位置に近い場所、水質調査地点とできるだけ同じ場所)にも地点を設けていただきたい。	水生生物の調査地点を選定するにあたり、対象事業実施区域を流域に含み、また、地形条件等を踏まえ安全に調査できる場所か否かについても考慮して設定しましたが、ご指摘を踏まえ可能な限り風車設置予定位置に近い上流部に設定するよう検討します。
24	動物	高橋専門調査委員	376 表6.2-13 (一般鳥類)	ICレコーダーを用いた録音調査を「夜間・早朝の自動録音調査」として別建てし、録音時期・録音時間と頻度・設置数と設置場所等を明記すること。	ご指摘を踏まえ、任意踏査とは別途「夜間・早朝の自動録音調査」として記録を行います。
25	動物	前田委員	374	猛禽類の前倒し調査はすでに実施していますか。現時点までの結果について教えて下さい。	現時点では前倒し調査は実施しておりませんが、2024年1月から毎月猛禽類調査を実施する予定です。
26	動物	大西委員	376	カワネズミの生息調査は環境DNA法を用いるべきである。P65に「カワネズミは、文献その他の資料には掲載されていないが専門家より指摘を受け追加した。」とある。つまり、生息していても密度が低いために今まで確認されていないと考えられる。そのような状況において従来の捕獲による調査で捕獲できる確率は低く、生息していないという結果になる可能性が高い。このような低密度の水生生物の調査には環境DNA法が適している。	カワネズミの生息の可能性のある沢筋等の状況を把握したうえで、環境DNA法の実施について検討します。
27	動物	大西委員	376	風況観測ポールにバットディテクターの設置する場合、それは高度何メートルになるのか。 また、バットディテクターの設置箇所はサイトあたり4台(風況観測ポールの上端付近、ブレードの回転域の下端、林内又は樹冠での飛翔を確認できる高度(約10~20m)の2つの高度帯に高さを変えて2台)と読み取れるが、この理解でよろしいか。	バットディテクターは、風況観測ポールの上端付近である地上50mに1台、林内又は樹冠での飛翔を確認できる高度である地上10mに1台、計2台を設置し計測する予定です。 なお、設置箇所は1サイトです。
28	景観	三宅委員	4.3.6 (300-311, 411)	俯瞰景の場合には通常よりも広がりを持った景観を体験することができる。したがって、平庭山荘、平庭高原スキー場、くのへスキー場のような俯瞰景を体験できる場所からの眺望景観の保全是重要である。	方法書4章には配慮書時点の検討内容を記載しており、文献やHP等により展望台等の景観を重視する施設を重点的に記載しました。方法書6章ではその後の手続においてご指摘頂いた平庭山荘、平庭高原スキー場、くのへスキー場を主要な眺望点に追加しており、今後、調査、予測及び評価を実施します。
29	景観	三宅委員	310, 410	自然景観の眺望では、人工物を視認できるかできないか、どの程度視認されるのかが景観評価に大きな影響を与える。 眺望は水平的広がりが必要であり、水平的広がりの中に垂直線は際立つ存在となる。それが群で存在するのであれば、ゲシュタルトという“群化”が生じる。単体の1°という指標だけでなく、眺望点からの人工物がどの程度存在し、視認されるのかを含めて評価する必要がある。	現地調査において、眺望点より景観を撮影しフォトモンタージュ作成等を行い、眺望点からの景観について垂直見込角のみではなく視覚的な環境影響について予測し評価する予定です。
30	景観	平井委員	412	景観調査地点(身近な眺望点)を増やすことを検討いただけますでしょうか。具体的には騒音調査地点のS-6, S-7, S-9, S-10, S-11となります。	身近な眺望点については、ご指摘の地点から対象事業実施区域への眺望の状況等を確認したうえで調査地点追加について検討します。
31	人触れ	永幡委員	413-416	工事用資材等の搬出入、および、施設の稼働により、個々の人と自然との触れ合い活動の場において求められる静穏性が十分に満たされるのか、予測、評価を行う必要がある。	工事用資材等の搬出入、及び施設の稼働に伴う、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、それぞれの場の特性に応じ、騒音の影響も勘案して予測、評価を行う方針です。

No.	区分	委員名	図書頁	質問	事業者回答
32	住民説明	平井委員	事業対象地近隣住民への説明について	見過ごしていたら申し訳ないですが、荷軽部地区と日野沢地区、川井地区の住民説明の状況について教えてもらえますでしょうか。	荷軽部地区・日野沢地区・川井地区に限定した説明会は開催しておりませんが、上記地区の方も対象とし、方法書縦覧期間中に以下のスケジュールで住民説明会を開催させていただきました。 ・12月8日(金) 開催場所：道の駅くじやませ土風館多目的ホール ・12月9日(土) 開催場所：久慈市 山村文化交流センター・おらほーる 九戸村山村開発センター 産業振興研修室
		平井委員		(No.32追加) 今回の事業対象地の地権者に対する説明も別途行っていると思いますが、ここは大規模な土地所有者数名ほどしか対象者がいなかったのではないかと思います(地域住民は噂程度でしか知らない方が多い)。自治会で回覧を回してもらい、少なくとも地区単位でそれぞれ説明会をしたほうが地域の理解につながると考えます。ご検討ください。	地区単位での説明会の開催については、今後自治会長様と相談し検討いたします。 なお、山形町内の全13自治会長様へ事業概要のご説明をさせていただき、業務委託契約を締結の上、2022年3月に久慈市からのお知らせとして風況調査の実施・事業計画についての案内文書を山形町内全戸配布(約900戸)しております。
33	その他	石川委員	241	複数の風車に囲まれる住居が多く存在します。騒音や風車の陰などの累積的影響はどのような方法で評価されるのでしょうか。	周辺の他事業のうち、北エリアが重複する(仮称)岩手久慈風力発電事業については、該当の事業者には風車位置等が重ならないことを確認し、ご理解いただいております。この他の重複する事業者についても引き続き必要な協議を進めてまいります。また、累積的影響の予測評価に係る具体の手法等については今後の協議を踏まえ検討する方針です。また、本事業による複数の風車からの影響については、計画する全ての風車からの寄与値を合成して予測します。
34	その他	前田委員	資-1	配慮書において「平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業委託業務報告書」の正式版を参照するよう指摘したところ、方法書に反映させるとの回答をもらいました。しかし、方法書においても、当文献による確認種のリストは変わっていないようです。	ご指摘の「平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業委託業務報告書」については環境省より非公開版の報告書を収集しております。ただし、重要な種に関する情報は秘匿情報となっているため、方法書における確認種一覧には反映しておりません。今後も引き続き内容を参照しながら調査、予測及び評価を実施してまいります。
		前田委員		(No.34追加) 重要な種の情報があるのに秘匿されたらアセス審査は成り立ちません。そもそも、確認種の一覧に入れるだけで、位置情報などを出すわけでもないのに、なぜ秘匿の必要があるのでしょうか。	環境省の重要種分布情報の提供についての規定内に第三者への提供を制限する文言があったため、不特定多数が閲覧する図書への掲載を控えておりましたが、ご指摘を踏まえ、準備書以降の手続において掲載の仕方について検討いたします。
35	その他	齊藤委員	2-24 表5.2-1	配慮書に対する経産大臣意見への回答で、他事業と重複する区域(北エリア)については当該事業者と情報交換を行って手続きを進めるとある。方法書で北エリアに風力発電機の設置箇所が記載されているが、本事業での設置計画については他事業者は了解済みという理解で良いか。	北エリアが重複する(仮称)岩手久慈風力発電事業については、該当の事業者には風車位置等が重ならないことを確認し、ご理解いただいております。この他の重複する事業者についても引き続き必要な協議を進めてまいります。

### 事業実施想定区域の比較検討

事業実施想定区域の比較にあたっては、久慈市内において特に好風況が見込まれるエリア①～③に事業実施想定区域を設定し、改めて風況、地形条件、県の保全指針、社会インフラ整備状況、環境保全上配慮が必要な施設及び場所について比較検討を行った。

なお、事業実施想定区域は、工事計画が検討中のため可能な限り道路に沿うように設定し、特にエリア②は県立自然公園及び緑の回廊の範囲を含まないように区域を設定した。

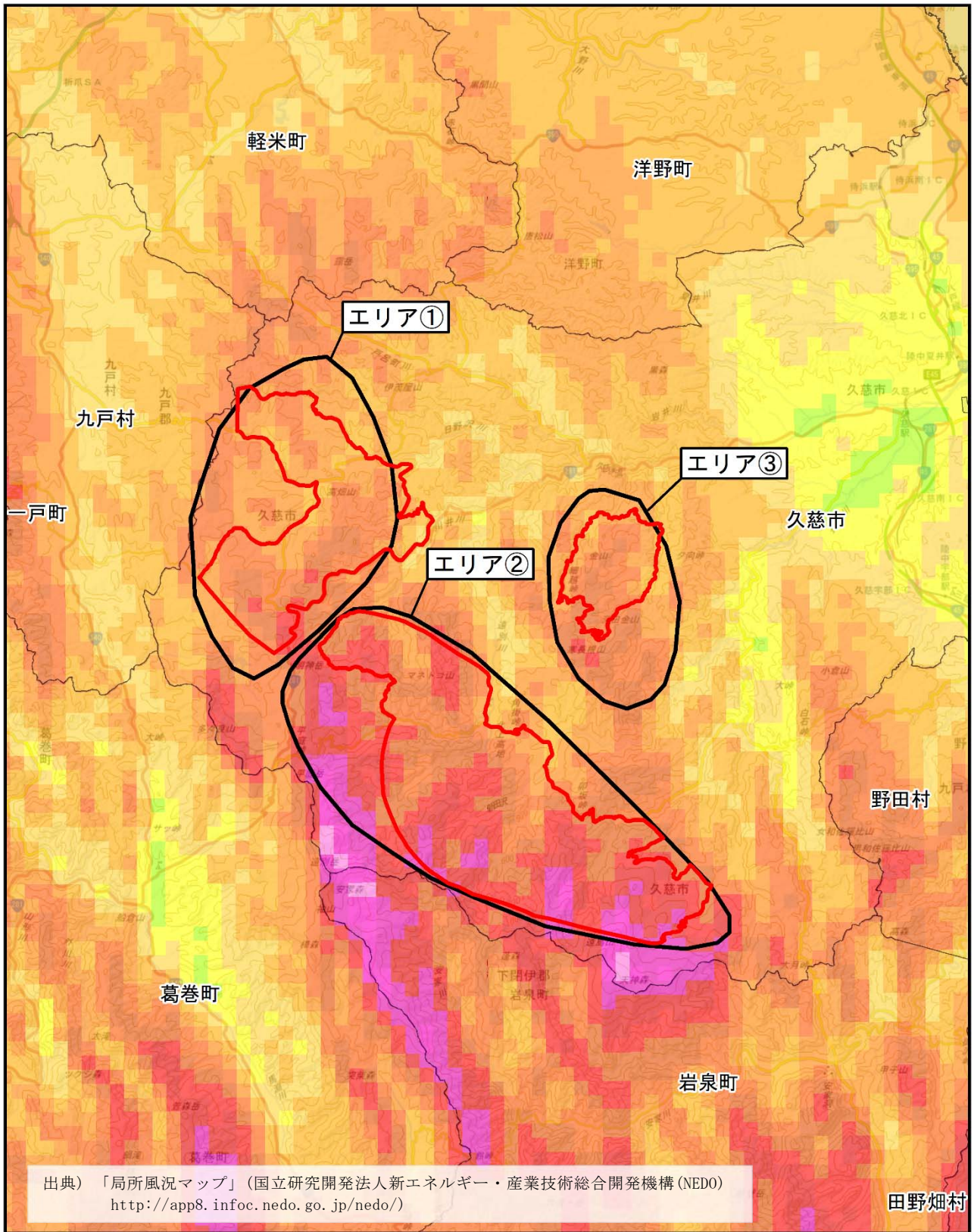
表 1 事業実施想定区域の比較検討

条件	事業実施想定区域の比較		
	エリア①	エリア②	エリア③
風況	最も強いところでは 9.5～9.9m/s の風速が見込まれる	最も強いところでは 10.5～10.9m/s の風速が見込まれる	最も強いところでは 8.5～8.9m/s の風速が見込まれる
地形	比較的急峻な地形が少なく、風力発電機を設置するリスクが小さい	急峻な地形が最も多く、風力発電機を設置するリスクが大きい	比較的急峻な地形が少なく、風力発電機を設置するリスクが小さい
保全 <sup>※1</sup> 指針	保全区分 A は存在せず、保全区分 B が一部存在している	保全区分 A が一部存在し、区域の半分に保全区分 B が存在する	保全区分 A は存在せず、区域の半分以上に保全区分 B が存在する
社会インフラ	輸送、工事等に利用可能と考えられる一般国道、主要地方道、一般県道、既設道路等が存在している	輸送、工事等に利用可能と考えられる一般県道、既設道路等が存在している	輸送、工事等に利用可能と考えられる既設道路等が存在している
住居等	住居等から 500m の範囲を除いた場合、風車配置検討可能エリアは区域の半分程度である	住居等から 500m の範囲を除いた場合、風車配置検討可能エリアは区域内に広く存在する	住居等から 500m の範囲を除いた場合、風車配置検討可能エリアは区域の半分以下である
総合 <sup>※3</sup> 評価	◎	○	△

※1：「岩手県自然環境保全指針 「優れた自然」の保全方向」（令和3年3月改訂、岩手県ホームページ）  
 保全区分 A: 植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。  
 事業の実施にあたっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。  
 保全区分 B: 事業の実施にあたっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。  
 ※2：□：各選定条件で比較検討した結果、事業実施に伴う課題が最も少ないことを示す。  
 ※3：「総合評価」事業実施に伴う課題が、◎:最も少ない、○:比較的少ない、△:比較的多い

比較検討の結果、エリア②は最も急峻な地形が多く利用可能な社会インフラの整備も比較的少ないことから、事業対象エリアとしてリスクが大きい結果となった。また、エリア③も利用可能な社会インフラの整備が比較的少なく、区域の広い範囲が最大限の保全を図るとされている保全区分 B に該当している。

したがって、エリア①の事業実施想定区域が最もまとまった範囲で事業を検討できるものとする。



出典) 「局所風況マップ」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)  
<http://app8.infoc.nedo.go.jp/nedo/>)

田野畑村

凡例		年平均風速(地上高70m)	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	事業実施想定区域	<span style="background-color: #90EE90; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	5.5m/s~5.9m/s
<span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	検討対象エリア	<span style="background-color: #FFFF00; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	6.0m/s~6.4m/s
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	行政区域	<span style="background-color: #FFD700; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	6.5m/s~6.9m/s
		<span style="background-color: #FFA500; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	7.0m/s~7.4m/s
		<span style="background-color: #FF8C00; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	7.5m/s~7.9m/s
		<span style="background-color: #FF69B4; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	8.0m/s~8.4m/s
		<span style="background-color: #FF4500; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	8.5m/s~8.9m/s
		<span style="background-color: #FF0000; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	9.0m/s~9.4m/s
		<span style="background-color: #FF0000; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	9.5m/s~9.9m/s
		<span style="background-color: #FF0000; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	10.0m/s~10.4m/s
		<span style="background-color: #FF0000; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	10.5m/s~10.9m/s
		<span style="background-color: #FF0000; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	11.0m/s~11.4m/s

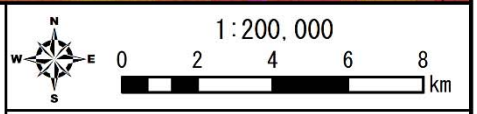
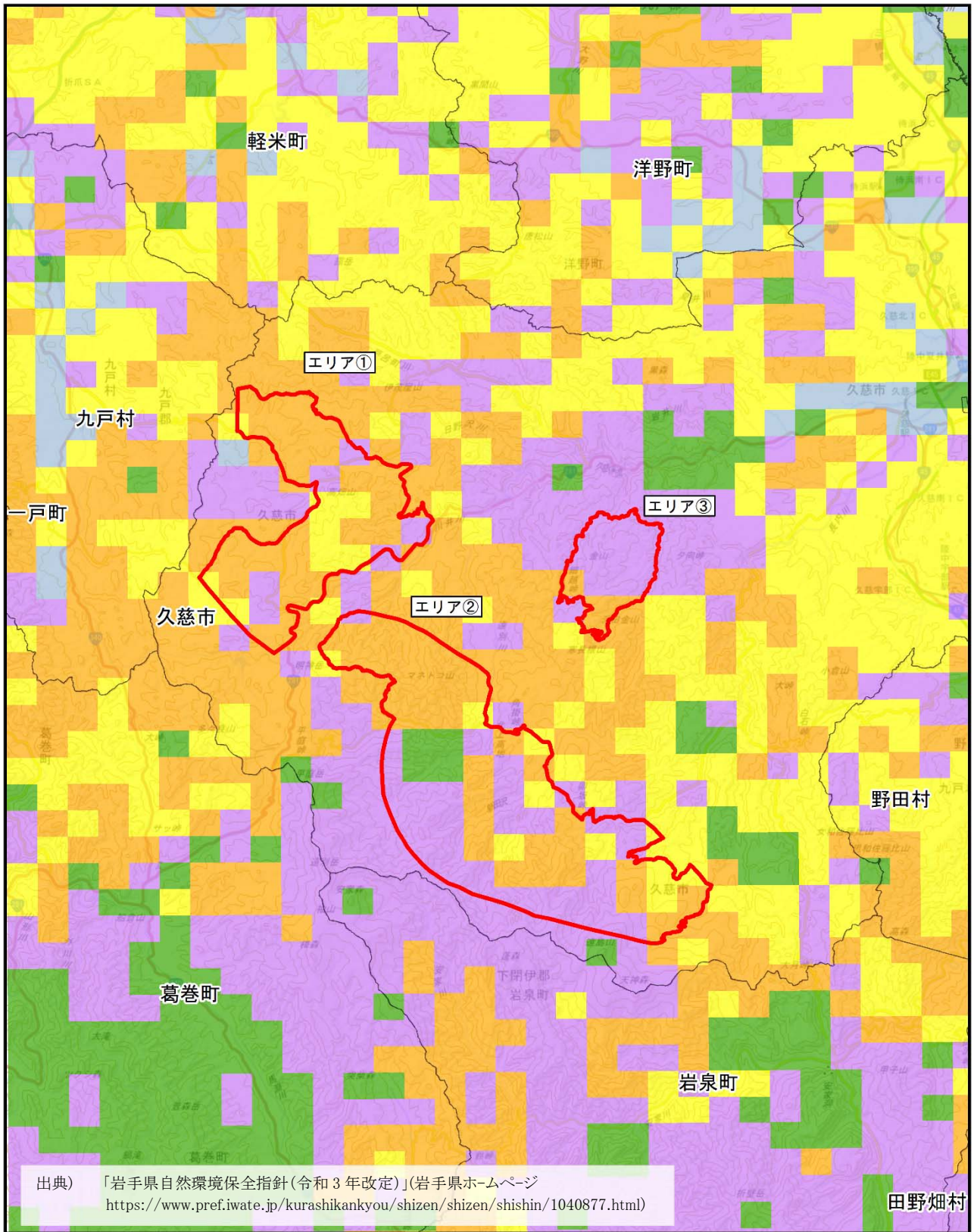


図1 検討対象エリア①~③



**凡例**

事業実施想定区域 優れた自然の保全区分  
 行政区域

	A
	B
	C
	D
	E

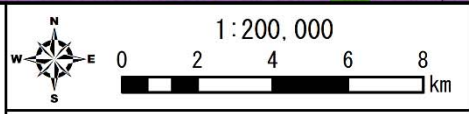
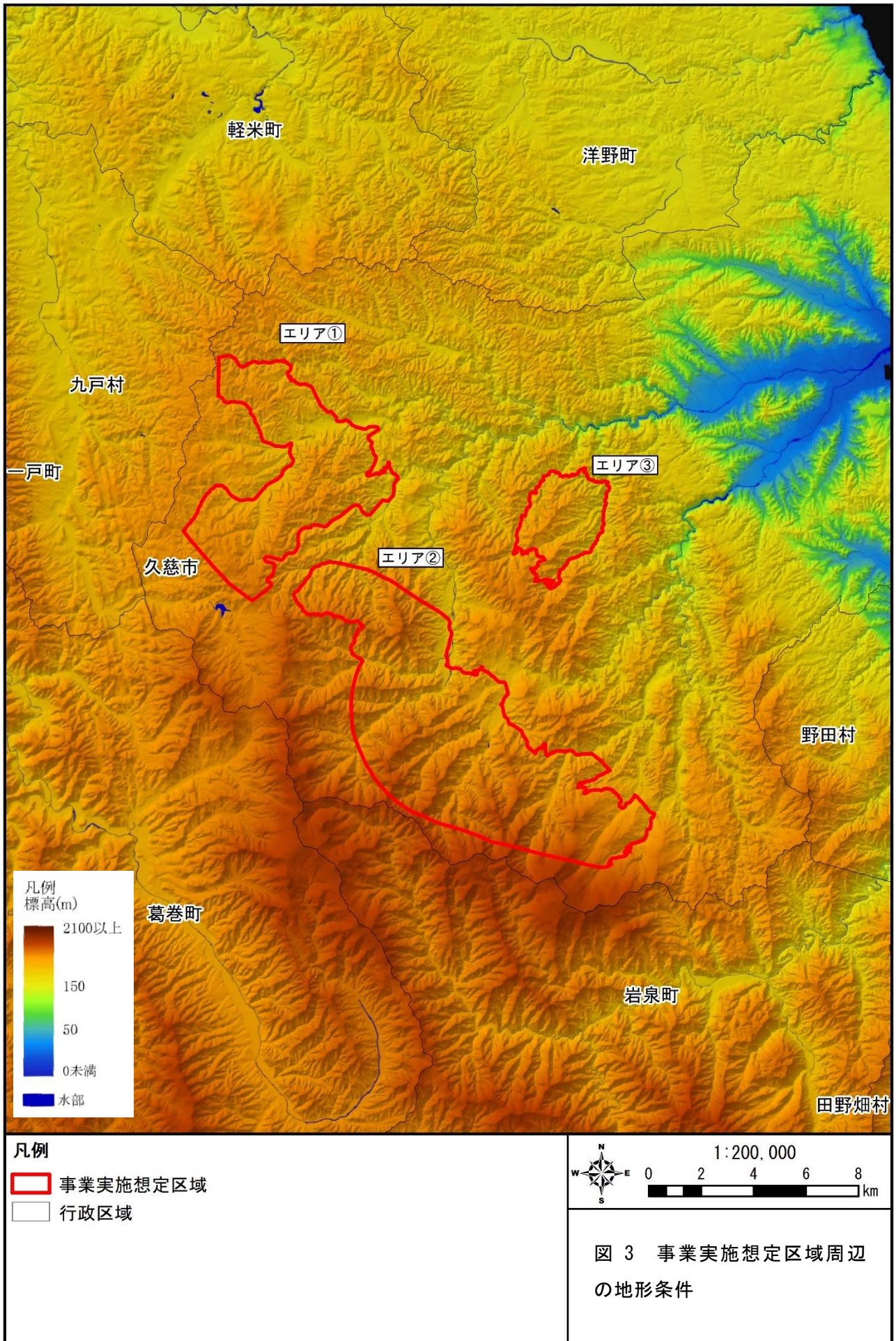
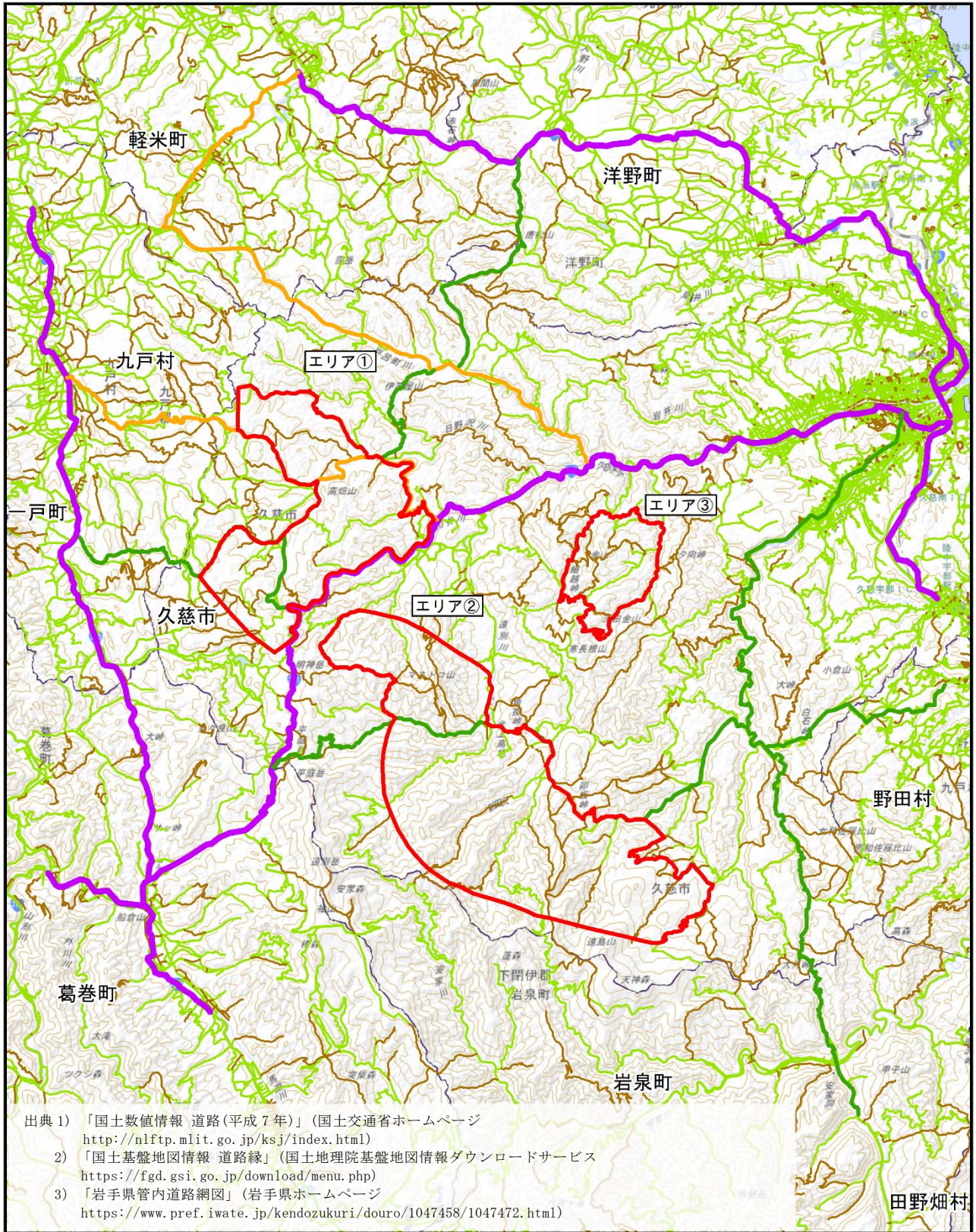


図 2 事業実施想定区域周辺の保全区分







出典 1) 「国土数値情報 道路(平成 7 年)」(国土交通省ホームページ  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)  
 2) 「国土基盤地図情報 道路線」(国土地理院基盤地図情報ダウンロードサービス  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)  
 3) 「岩手県管内道路網図」(岩手県ホームページ  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/1047458/1047472.html>)

**凡例**

- 事業実施想定区域 主要道路等
- 行政区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 既設道路(市町村道等)
- 既設道路(林道等)

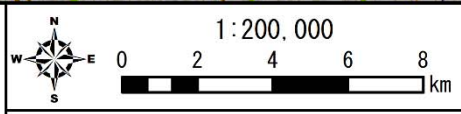
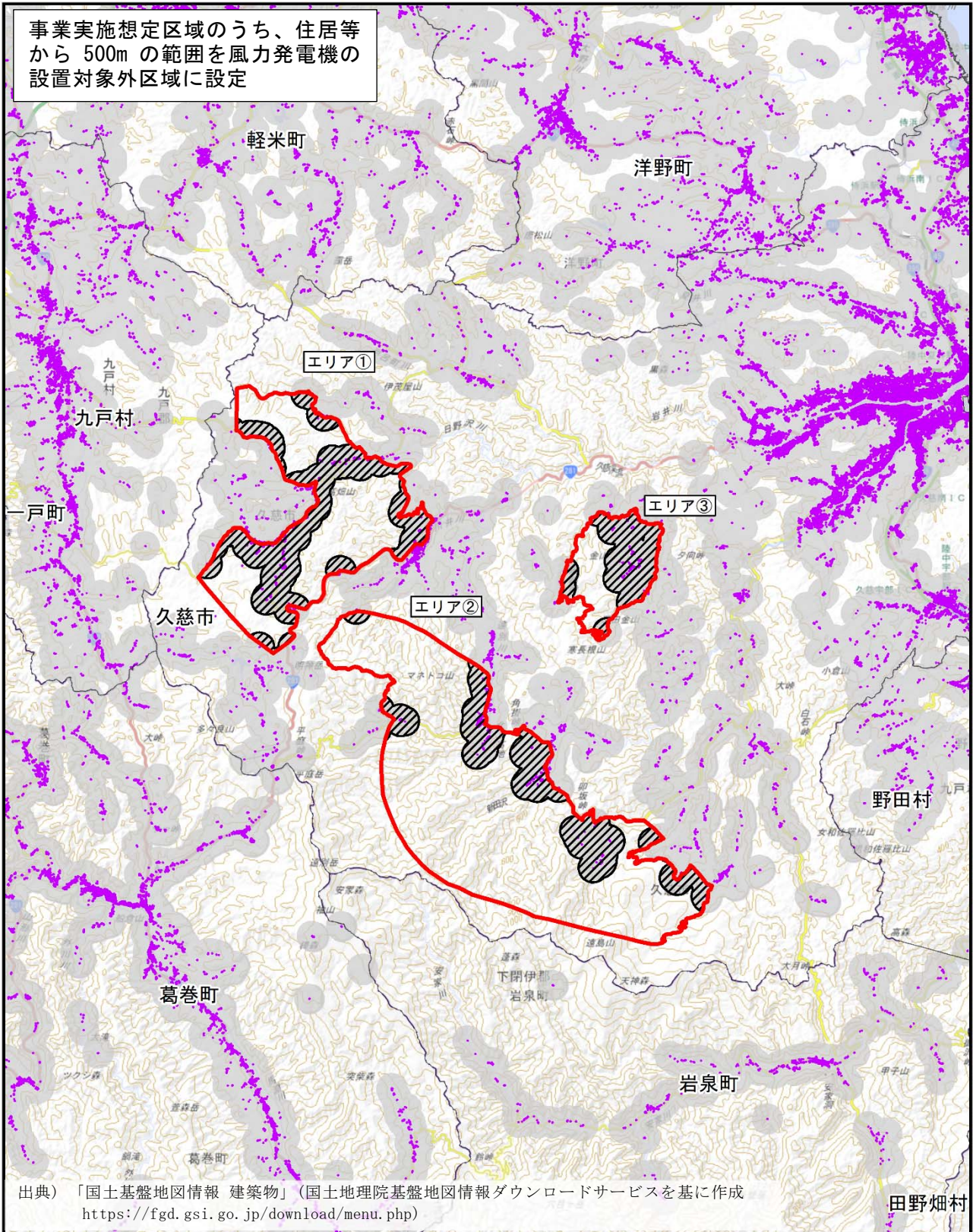


図 4 事業実施想定区域周辺のインフラ状況

事業実施想定区域のうち、住居等から500mの範囲を風力発電機の設置対象外区域に設定



出典) 「国土基盤地図情報 建築物」(国土地理院基盤地図情報ダウンロードサービスを基に作成  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)

凡例

- 事業実施想定区域
- 住居等
- 風力発電機設置対象外区域
- 住居等から500mの範囲
- 行政区域

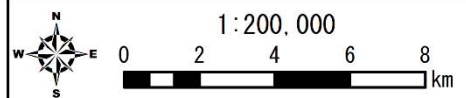
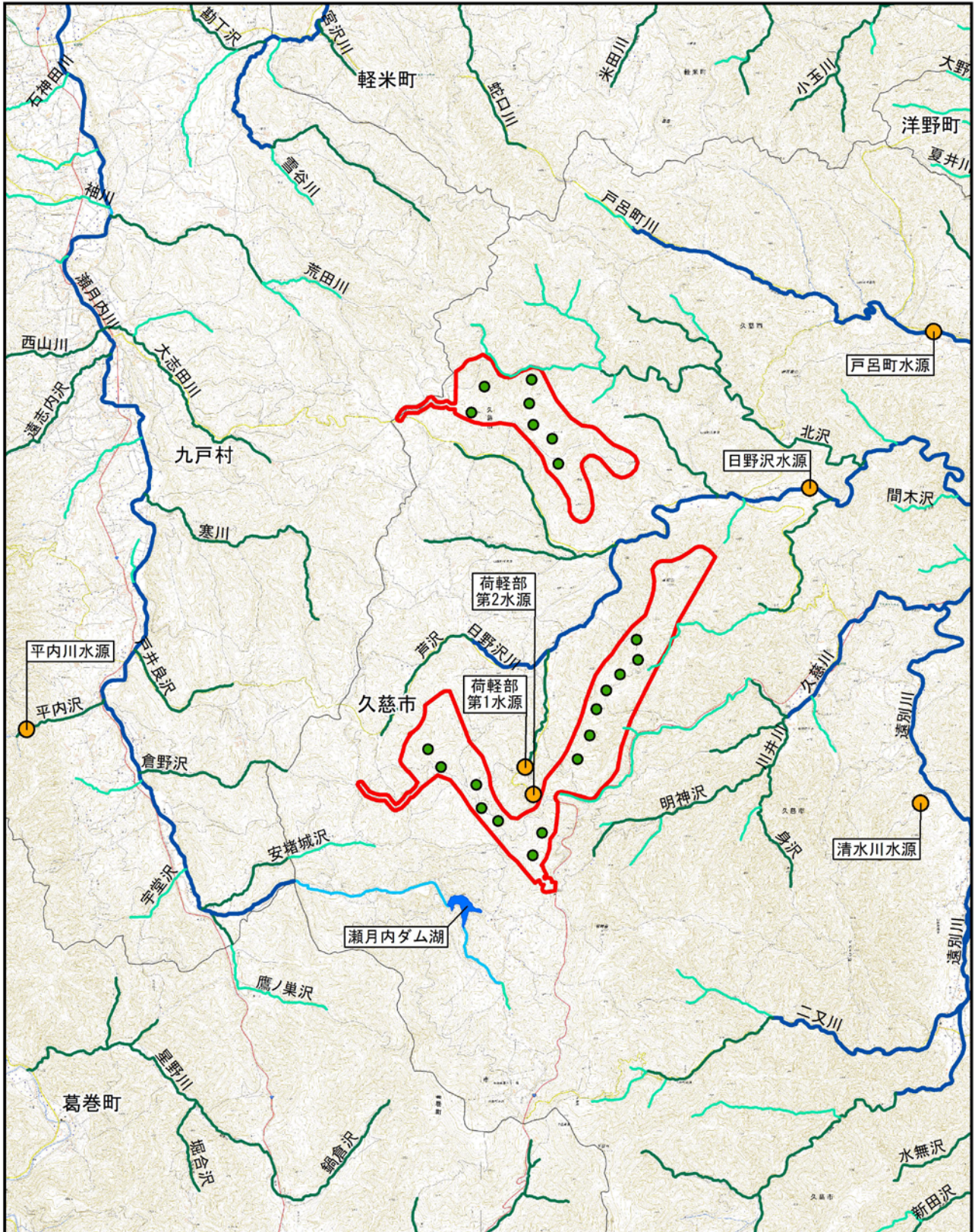
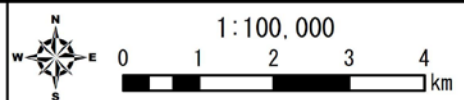


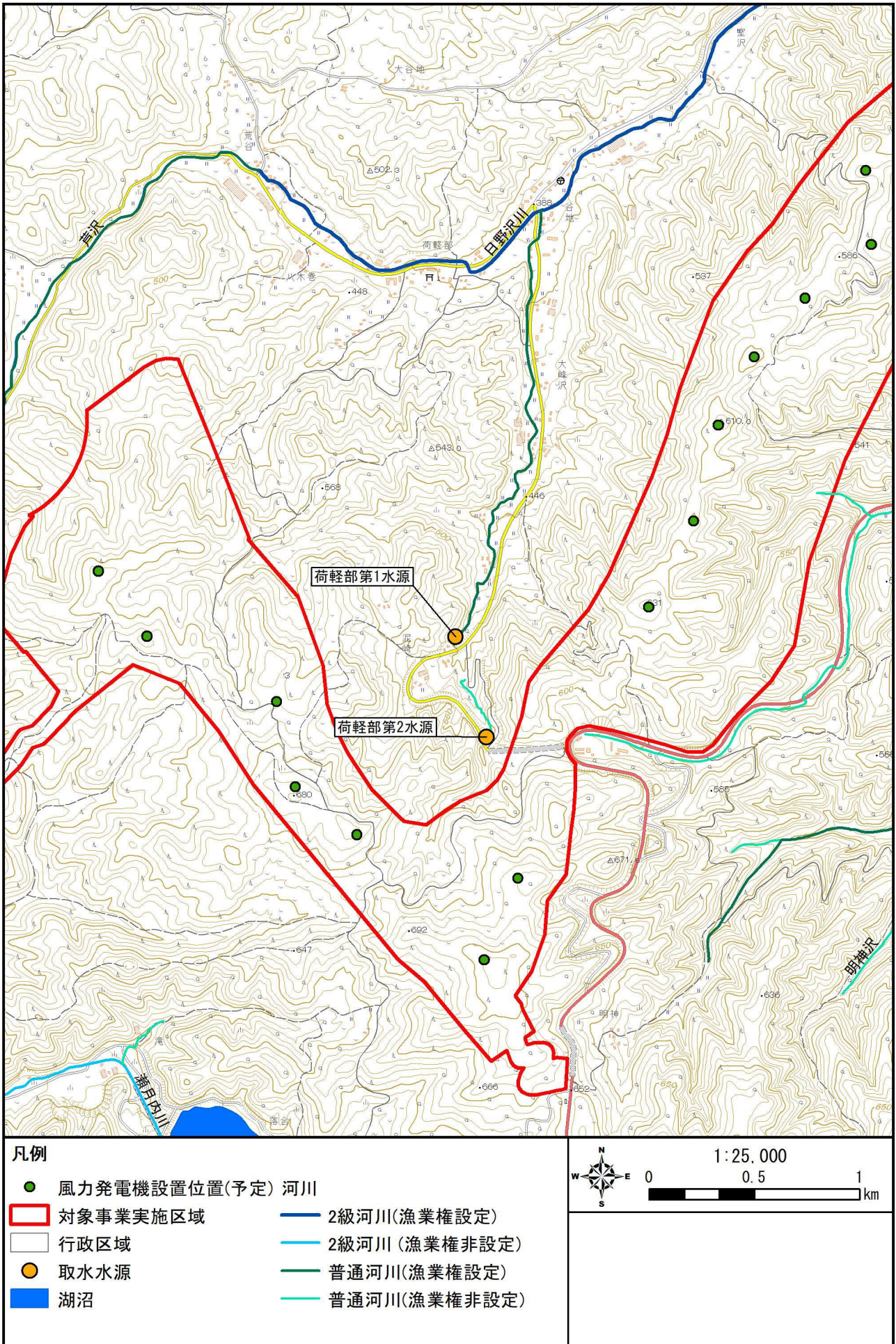
図 5 事業実施想定区域周辺の住居等



凡例

- 風力発電機設置位置(予定) 河川
- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 取水水源
- 湖沼
- 2級河川(漁業権設定)
- 2級河川(漁業権非設定)
- 普通河川(漁業権設定)
- 普通河川(漁業権非設定)





## 岩手金ヶ崎プロジェクト建設計画に係る届出等の状況

事業の名称	岩手金ヶ崎プロジェクト建設計画	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業	
事業の規模	建築物の高さ	約 16.5m
	建築物延べ面積	約 55,000 m <sup>2</sup>
事業の実施区域	金ヶ崎町六原土井道合2番 他	
第2種事業の概要の届出者 (事業者の名称)	久山特定目的会社	
概要書	提出	令和6年2月9日付け
	現地調査	令和6年3月8日
	技術審査会の審査	令和6年3月14日
	第2種事業の判定の期限	令和6年4月8日 ※届出の日から60日以内

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

## 第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

### (知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

### (知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

**規則第5条第4号** 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)、水質汚濁(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)、又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

**規則第5条第5号** 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上



## 岩手金ケ崎プロジェクト建設計画第2種事業の判定に対する金ケ崎町長意見

岩手県環境影響評価条例施行規則第5条各号に照らして検討した結果、「岩手金ケ崎プロジェクト建設計画」について、次の理由により環境影響評価その他の手続きの必要はないものと判断します。

1. 施行規則第5条第1号について

当該事業は、同種の事業の一般的な施設の内容と比べて、環境影響の程度が著しいものとなる要因は認められない。

2. 施行規則第5条第2号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周辺に環境影響を受けやすい地域又は対象とは認められない。

3. 施行規則第5条第3号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境保全を目的として法令等による指定地域又は対象には該当しない。

4. 施行規則第5条第4号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境が著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域とは認められない。

5. 施行規則第5条第5号について

当該事業が、総体として第1種事業に相当する規模になるとは認められない。

### <付記事項>

別途新たな事情が生じた場合は、必要に応じて、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、計画事業を進めるに当たっては、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	交通計画	伊藤（歩）委員	2-12	「車両出入口は、対象事業実施区域西側に2箇所設ける計画である。」とありますが、図2.2-2に示されているように入り口用と出口用を完全に分けて2箇所という意味でしょうか。	ご認識いただいている通り、入庫と出庫を分けた車両動線を計画しています。
2	水環境	伊藤（歩）委員	2-14	3-38頁や3-40頁に図が示されていますが、雨水排水が調整池から北上川に至るまで水路が続き、北上川以外の河川に合流することは無いということでしょうか。また、途中での水利用も無いということによろしいでしょうか。	北上川に至るまで、途中で他の河川に合流することはありません。また、途中で水路の水を利用している場所（田畑）はありません。
3	水環境	伊藤（歩）委員	3-16	河川と道路を区別するのが難しいため、河川をカラーで示していただけないでしょうか。	ご提示します。
4	景観	齊藤委員	2-4	高速道路の「北上金ヶ崎PA（下り）」にある緑地（休憩場所）から、対象施設がどのように見えるのか（見えないのか）、図2.2-6のようなイメージ図を示していただきたい。	PA下りの標高がT.P.96.7m、計画地の盤が概ねT.P.107mであり、計画地の高さの方が高くなります。また、PAと計画地の間には平均樹高12～19mの残存樹木（コナラ林）があること、計画建物の高さがH=16.5mであることも考慮すると、計画建物はPAからは見えないと考えます。
5	住民説明	平井委員	3-17	事業対象地西側に接している特別養護老人ホーム等の施設関係者へ個別に事業説明をされたのであれば、その日時や説明内容について教えてもらえますでしょうか（特に入庫口の低速走行などについて）。	2024年1月に正式に土地引き渡しとなりましたので、近隣（新設道路横の住宅の方、福祉施設）に対してのアプローチはこれから実施していく予定です。なお、基盤整備工事を行っていたゼネコンからの情報では、工事前に現地説明会が行われています。造成工事中に騒音・振動・交通量などでクレームがなかったようです。なお、南側の近接住居からは、目隠しフェンスを設置してほしいとの要望を受けているので、3月中にフェンスの設置が予定されているときいています。
6	温室効果ガス	伊藤（歩）委員	5-7	温暖化対策として、太陽光発電あるいは屋上緑化を行う予定はあるでしょうか。	完成イメージ図には表現できていませんが、施設屋根面に太陽光発電設備の設置する計画です。屋上緑化は現時点で想定はしていません。
7	その他	伊藤（歩）委員	3-15、下1行目	「排水エリア」は「配水エリア」の間違いでしょうか。	ご指摘の通り「配水エリア」の間違いです。申し訳ありません。
8	景観	関係課	5-6	眺望点等の考え方(P5-6)について、対象事業実施区域の市町へ意見照会した上で、市町意見を記載してください。	現時点では、金ヶ崎町などから特に意見等はいただけていません。



国土地理院発行電子地形図25000（令和5年11月14日調製）を用いています。

## エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業	
適用区分	条例第1種	
事業の種類	ごみ処理施設の設置	
事業の規模	処理能力 4.5t/時間	
事業の実施区域（予定地）	一関市	
事業者の名称	一関地区広域行政組合	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和3年11月24日付け
	縦覧期間	令和3年11月24日～令和3年12月23日
	住民等の意見書の提出期間	令和3年11月24日～令和4年1月6日
	説明会	令和3年12月10日、11日
	意見の概要書の提出	令和4年1月19日 意見：6件（2通）
	技術審査会の審査	令和4年2月22日
	知事意見の送付	令和4年3月30日
準備書	提出	令和5年11月28日付け
	縦覧期間	令和5年11月29日～令和5年12月28日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年11月29日～令和6年1月11日
	説明会	令和5年12月17日、21日
	意見の概要書の提出	令和6年1月22日 意見：3件（1通）
	技術審査会の審査	令和6年3月14日
	知事意見の送付	令和6年 月 日 (期限：令和6年5月21日)

「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書」  
に対する一関市長意見

- (1) 「災害に備えた地域の防災拠点」を事業目的の一つとしているため、建設後、避難場所等としての指定も考えられることから、対象事業区域内の新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の県の指定状況を踏まえ、土砂災害防止法、建築基準法等を遵守し設計されることが望ましい。(消防本部)
- (2) 災害廃棄物ストックヤードについて、多量の災害廃棄物を一時保管する場所であるため、舗装施工が望ましい。(消防本部)
- (3) 準備書 3-2-60 ページ (文言、件数の修正)
- 4) 文化財関係法令
- (1) 史跡名勝文化財  
一関市には国の史跡として骨寺村荘園遺跡、名勝として猯鼻溪、名勝及び天然記念物として巖美溪が指定されている。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地  
一関市には 923 箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。
- (3) 指定文化財  
一関市には、国指定・選定 8 件、県指定 35 件、市指定 176 件の指定文化財が存在する。(文化財課)
- (4) 同ページ 表 3.2-54 (種別欄上から順に文言修正、所在地修正、名称修正)  
有形民俗、有形(建造物)、有形(工芸品)、有形(歴史資料)、有形(彫刻)  
一関市弥栄字内ノ目  
浪分神社 (文化財課)
- (5) 準備書 3-2-5 ページ (文言修正)  
対象事業実施区域は、都市計画区域外となっている。対象事業実施区域の周囲の一部は都市計画区域となっているが、用途地域の指定はない。  
に修正されたい。(都市整備課)
- (6) 要約書 31 ページ
- 3) 用途地域の指定状況は、対象事業実施区域の周囲の一部が都市計画区域となっているが、 に修正されたい。(都市整備課)
- (7) 準備書 3-1-140 ページ (出典データの変更、文言・表 3.1-46・図 3.1-29 の修正)  
3.1.7 温室効果ガスの排出の状況について、「令和 4 年度環境報告書」に関する内容は一関市の事業所(一関市役所所管施設)としての温室効果ガス排出量の集計結果のため、市域全体の温室効果ガス排出量の記載としては適切ではない。  
市域全体の温室効果ガス排出量データの出典としては、環境省の「自治体排出量カルテ」の市町村別の温室効果ガス排出量を参照いただき、文言・表・図を修正いただきたい。なお、令和 3 年度の温室効果ガス排出量はまだ公開されておら

ず、令和2年度の温室効果ガス排出量は830,000t-CO<sub>2</sub>となっている。

(生活環境課)

(8) 要約書 30 ページ (文言の修正)

3.1.7 温室効果ガスの排出の状況について、前述の環境省「自治体排出量カルテ」に準じた記載に修正いただきたい。

(生活環境課)

4) 文化財関係法令 **国の史跡として骨寺村荘園遺跡、名勝として狛鼻溪、名勝及び天然記念物として巖美溪**

(1) 史跡名勝文化財

一関市には~~国の史跡名勝として~~、巖美溪及び狛鼻溪が指定されている。また、一関市の指定史跡が18箇所存在する。

対象事業実施区域及びその周囲には、史跡はない。

(2) 埋蔵文化財包蔵地

923

一関市には~~922~~箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置図を図 3.2-17 に示す。

対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地はない。

**国指定・選定8件**

(3) 指定文化財

35

176

一関市には、~~国指定7件~~、~~県指定27件~~、~~市指定47件~~の指定文化財が存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周囲には、表 3.2-54 及び図 3.2-18 に示すとおり、~~県指定1件~~、~~市指定4件~~の指定文化財が存在する。

対象事業実施区域内には、指定文化財はない。

表 3.2-54 対象事業実施区域及びその周囲の指定文化財

有形民俗  
有形  
(建造物)  
有形  
(工芸品)  
有形  
(歴史資料)  
有形  
(彫刻)

No.	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	県指定	大乘寺のオンラサマ	民族	一関市川崎町薄衣字上段	平成20年11月7日
2	市指定	日吉神社社殿 (三殿一体)	建造物	一関市弥栄内ノ目	平成15年4月1日
3		梵鐘	工芸品	一関市川崎町門崎字館畑	平成16年11月1日
4		浪分波分神社の算額5面	歴史	一関市川崎町薄衣字諏訪前	平成23年6月27日
5		木造阿弥陀如来像	彫刻	一関市川崎町薄衣字畑の沢	平成16年11月1日

字

出典等：「一関の文化財 平成29年度版」（一関市教育委員会、閲覧：令和5年8月）より作成

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1) 地目別土地面積

一関市の地目別土地面積を表 3.2-7 に示す。

地目別土地面積のうち最も多いのは、山林であり、全体の 56.8%を占めている。

表 3.2-7 地目別土地面積（令和元年）

区分	一関市(m <sup>2</sup> )	割合(%)
田	139,449,061	11.1
畑	81,288,461	6.5
宅地	42,377,384	3.4
鉱泉地	129	0.0
池・沼	108,799	0.0
山林	713,525,420	56.8
牧場	9,508,476	0.8
原野	43,524,738	3.5
雑種地	14,932,486	1.5
その他	211,705,046	16.8
総数	1,256,420,000	—

注1) 表中の各値は、平成31年1月1日現在値を示す。

注2) 割合(%)については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「岩手県統計年鑑 土地 地目別地積（市町村別）令和元年」

（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

#### 2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和49年6月25日 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。

農業地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第58号）により市町村ごとに指定された農用地として利用すべき土地であり、農業振興地域とは農地の振興を図る地域を示す。森林地域とは、「森林法」（昭和26年6月26日 法律第249号）により指定された森林の土地として利用すべき土地と、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、国有林の区域または地域森林計画対象民有林の区域を示す。また、保安林とは水源の涵養や土砂災害からの防備として国又は県より指定されている森林を示す。

土地利用基本計画の農業地域を図 3.2-2 に、森林地域を図 3.2-3 に示す。

#### 3) 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号）に基づく用途地域の指定状況を図 3.2-4 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、~~一部が都市地域となっているが、用途地域の指定はない。~~ **は、都市計画区域外となっている。対象事業実施区域の周囲の一部は、都市計画区域となっているが、用途地域の指定はない。**



### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 1) 人口の状況

一関市の人口は減少傾向にあり、世帯数は令和3年以降に増加に転じている。

##### 2) 産業の状況

###### (1) 産業構造及び産業配置

一関市の就業者総数は56,355人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の57.0%を占めている。また、分類別にみると、「製造業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「農業、林業」が多くなっている。

###### (2) 生産品目、生産量及び生産額

###### ① 農業

一関市の総農家数は減少傾向にあり、自給的農家は平成27年に増加に転じたが令和2年では減少している。

農業産出額は「鶏」が最も多く、次いで「豚」、「米」が多くなっている。

###### ② 商業

一関市における事業所数、従業員数、年間商品販売額は、平成26年は減少傾向にあったが、平成28年は従業者数、年間商品販売額は増加に転じている。

###### ③ 工業

一関市における事業所数、従業員数、製造品出荷額は概ね横ばい傾向にある。

#### 3.2.2 土地利用の状況

##### 1) 地目別土地面積

一関市の地目別土地面積のうち最も多いのは、山林であり、全体の56.8%を占めている。

##### 2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和49年6月25日 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。

##### 3) 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号）に基づく用途地域の指定状況は、一部が都市地域となっているが、用途地域の指定はない。

①対象事業実施区域の周囲の

②計画区域

エネルギー回収型  
一般廃棄物処理施設整備事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和6年1月

一関地区広域行政組合

## 目 次

1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1.1 公告の日 .....	1
1.2 公告の方法 .....	1
1.3 縦覧場所 .....	1
1.4 縦覧期間 .....	1
2 環境影響評価準備書の説明会の開催.....	1
3 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
3.1 意見書の提出期間.....	2
3.2 意見書の提出方法.....	2
3.3 意見書の提出状況.....	2
3.4 意見書に対する事業者の見解.....	2

## 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「岩手県環境影響評価条例」第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）について環境の保全の見地から意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他の事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

### 1.1 公告日

令和5年11月29日（水）

### 1.2 公告の方法

準備書の縦覧に関する公告は、岩手日日新聞（令和5年11月29日）に掲載した（別紙1）。

また、令和5年12月発行の一関地区広域行政組合広報紙「くらしの情報」に掲載した（別紙2）。

### 1.3 縦覧場所

準備書の縦覧場所は、以下のとおりとした。

場 所	曜 日	時 間
一関地区広域行政組合総務管理課	土・日・祝除く	8:30～17:15
一関市役所本庁生活環境課	土・日・祝除く	8:30～17:15
一関市役所各支所市民福祉課	土・日・祝除く	8:30～17:15

また、一関地区広域行政組合ホームページで閲覧可能な状態とした。

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/~kouiki-gyousei/>)

### 1.4 縦覧期間

令和5年11月29日（水）～12月28日（木）

## 2 環境影響評価準備書の説明会の開催

「岩手県環境影響評価条例」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会の開催公告は、準備書の縦覧に関する新聞公告と同時に行った。また、令和5年12月発行の一関地区広域行政組合広報紙「くらしの情報」及び当組合ホームページへ掲載するとともに、対象事業実施区域の位置する一関市弥栄地区を対象に開催案内（別紙3）を全戸配布し周知した。

開催場所及び開催日時、来場者数は、表-1 に示すとおりである。

表-1 準備書の説明会の開催状況

開催場所	開催日時	来場者数
弥栄市民センター	令和5年12月17日（日） 13時30分～14時40分	9人
川崎市民センター	令和5年12月21日（木） 19時00分～20時20分	7人

### 3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「岩手県環境影響評価条例」第18条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

#### 3.1 意見書の提出期間

令和5年11月29日（水）～令和6年1月11日（木）

#### 3.2 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、縦覧場所に設置した意見書箱への投函、一関地区広域行政組合への郵送またはファクシミリ、電子メールによる送付とした（別紙4）。

なお、郵送の場合は、令和6年1月11日の当日消印有効とした。

#### 3.3 意見書の提出状況

準備書に対する環境の保全の見地から意見を求めた結果、1通の意見書が提出された。

#### 3.4 意見の概要及び事業者の見解

準備書に対する意見の概要及び事業者の見解は、表-2に示すとおりである。

表-2 準備書に対する住民等の意見及び事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 評価の項目（追加） この様な施設の場合、「地価」に大きな影響が発生する。現在の地価について調査し、仮に、その後に、この施設の完成後、どの様に影響を与えたかの検証を行うべきと考える。 この事は、最終処分場も同じである。</p>	<p>環境影響評価で対象とする項目は、岩手県環境影響評価技術指針（平成 11 年 1 月 14 日告示第 19 号の 3）に基づき、(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素、(2)生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素、(3)人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素、(4)環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素の中から、本事業の実施に伴い影響が想定されるものを選定しており、「地価」については、環境影響評価の対象ではありません。 なお、現在の地価については、財産評価基準書等の公表されている資料で把握が可能と判断します。</p>
	<p>2. 法令等の整合性 云々「プラ新法」に基づく処理計画が反映した評価となっているのか？ 特に、リサイクルの方法によっては、大巾に焼却方法に影響があると思われるが？</p>	<p>リサイクル施設の稼働に伴う影響の予測、評価は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき製品プラスチックを分別収集すること前提とした「マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画」を令和 5 年 7 月に策定し、同計画をもとに実施しています。 また、ごみ処理施設についても、上記計画を踏まえた適切な条件を設定し、施設の稼働に伴う影響の予測、評価を実施しています。</p>
	<p>3. この評価の方法は、従来からの手法の範囲ではないか？ 社会経済状況の変化を受けて、地域や時代の状況に併せた準備書とすべき。</p>	<p>環境影響評価準備書は、岩手県環境影響評価条例（以下、条例という）、同条例施行規則、岩手県環境影響評価技術指針（以下、技術指針という）に従い、本事業の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺において、影響が想定される項目を選定し、調査結果、予測及び評価結果、環境保全措置の検討結果を記載しています。 また、環境影響評価項目として選定した 12 項目について、事業者として可能な限り影響を低減させるための対策等を環境配慮事項として記載しています。 なお、調査、予測、評価の方法については、住民や専門家から意見をいただきながら進めてまいりました。</p>

注釈 意見の概要欄の記載内容は、意見書に記載された原文を記載しています。

岩手日日新聞（令和 5 年 11 月 29 日）に掲載した公告内容

（一）関地区広域行政組合公報

岩手県環境影響評価条例（平成十年岩手県条例第四十二号）第十四条の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」といふ）を作成しました。この準備書の縦覧を行います。

また、準備書についての説明会を開催します。

令和五年十一月二十九日

一関地区広域行政組合  
 管理者 一関市長 佐藤善仁

一 事業者の名称：一関地区広域行政組合  
 代表者の氏名：管理者 一関市長 佐藤善仁

二 主たる事務所の所在地：一関市竹山町七番二号

三 事業の名称：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業

四 事業の種類：ごみ処理施設（処理能力）

五 事業の規模：ごみ処理施設（処理能力）  
 四・五トン/時間×二十四時間  
 リサイクル施設（処理能力）  
 三・三トン/時間×五時間

六 事業実施区域：一関市弥生字一ノ沢地内

七 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲：一関市

九 縦覧期間：令和五年十一月二十九日（水）から  
 令和五年十二月二十八日（木）まで  
 ※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

十 縦覧時間：午前八時三十分から  
 午後五時十五分まで

十一 縦覧場所：一関地区広域行政組合総務管理課  
 一関市本庁生活環境課及び各支所市民福祉課

十二 意見書の提出について  
 準備書について環境保全の見地から意見のある方は、令和六年一月十一日（木）消印有効まで、氏名、住所法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、意見書の提出の対象である準備書の名称、意見を明記（日本語により、意見の理由を含めて記載）し、左記提出先まで郵送またはファクシミリ、電子メールにより提出または縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函してください。  
 ※意見書用紙は縦覧場所に備え付けているほか、組合ホームページからもダウンロードできます。

十三 説明会の開催について  
 日時及び場所  
 令和五年十二月十七日（日）十三時三十分から  
 令和五年十二月二十一日（木）十九時から  
 弥栄市民センター（定員約五十人）  
 川崎市民センター（定員約七十人）

十四 ※説明会は一時間三十分程度を予定しています。問い合わせ先・意見書の提出先  
 〒〇二一八五〇 一関市竹山町七番二号  
 一関地区広域行政組合総務管理課  
 電話 〇一九二二二二 一内線八七五一  
 ファクシミリ 〇一九二二二二 一内線八七五二  
 電子メール somukami@city.ichinoseki.wate.jp

一関地区広域行政組合広報紙

**2023** **12**月発行  
 (令和5年)

くらしの情報

新処理施設・新最終処分場  
 のお知らせ

編集・発行  
 一関地区広域行政組合（一関市・平泉町）

## エネルギー回収型一般廃棄物処理施設 環境影響評価準備書の縦覧・説明会を開催します

組合が計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に伴う環境影響評価の準備書について、次のとおり縦覧し、説明会を開催します。

### 環境影響評価とは

- ・開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかを、
  - ・開発事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して、関係者の意見を聞き、
  - ・意見を踏まえて環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。
- 岩手県では、1時間当たり4トン以上のごみを焼却処理する施設に環境影響評価の実施が義務づけられています。準備書は、調査をもとにその影響を予測及び評価した結果等を記載したものです。

### 1 説明会

日	時	会 場	定 員
12月17日(日)	13時30分～15時	弥栄市民センター	約50人
12月21日(木)	19時～20時30分	川崎市民センター	約70人

- ◆ 来場者が定員を超えるときは、入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 2 説明内容

現状を調査し、その影響を予測、評価した結果等を準備書としてまとめたことから、その内容についてお知らせします。

### 3 準備書の縦覧

縦覧期間 令和5年11月29日(水)～令和5年12月28日(木)

平日午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所 一関市役所本庁生活環境課・各支所市民福祉課、一関地区広域行政組合総務管理課

### 4 意見書の提出

環境保全の見地から準備書についてご意見をお持ちの方は、下記の期日までに意見書をお寄せください。

意見書には、ご住所、お名前、意見書の提出対象である準備書の名称、ご意見を明記し、下記まで郵送またはFAX、電子メールにて送信いただくか、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。

**提出期限：令和6年1月11日(木)まで(消印有効)**

**提出先：〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関地区広域行政組合総務管理課宛て**

**FAX：0191-31-3224 電子メール：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp**

※意見書箱での受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

※意見書用紙は縦覧場所に備え付けているほか、ホームページからもダウンロードいただけます。



一関市弥栄地区の全戸に配布した準備書説明会の開催案内

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 **【事前申込不要】**

## 環境影響評価準備書に関する説明会

一関地区広域行政組合において「弥栄字一ノ沢地内」にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備を計画しています。

現在、岩手県環境影響評価条例に基づき、事業が周辺環境にどのような影響を及ぼすか調査、予測、評価を行う環境影響評価手続きを行っています。その調査、予測、評価結果を「環境影響評価準備書」としてとりまとめましたので説明会を開催します。

皆様の参加をお待ちしております。

環境影響評価とは、

- ・ 開発事業が環境影響にどのような影響を及ぼすかを、
  - ・ 開発事業者が調査・予測・評価し、その結果を公表して、関係者の意見を聞き、
  - ・ 意見を踏まえて環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。
- 準備書は、方法書で選定した手法により調査、予測、評価を行った結果をまとめたものです。

### 日時及び会場

**12/17(日) 13時30分～**

会場：弥栄市民センター(定員 約 50 人)

**12/21(木) 19時～**

会場：川崎市民センター(定員 約 70 人)

◇いずれかご都合のよい会場へご参加ください(説明内容は同じです)。

◇説明会は1時間30分程度を予定しています。

◇申込みは不要ですが、来場者が定員を超えるときは、入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 説明内容

- ・ 環境影響調査結果について
- ・ 周辺環境への影響予測・評価結果について
- ・ 環境保全措置、事後調査等について

■ 問合せ先 一関地区広域行政組合 総務管理課  
〒021-8501 一関市竹山町 7-2  
TEL21-2111 内線 8751







No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
1	計画概要	齊藤委員	2-2-7	施設整備の基本方針の中に、②廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設とあるが、学習などに活用する具体的な方針があればお示しいただきたい。	<p>住民に対してごみ処理やリサイクルについての啓発活動を実施することは、ごみ処理行政への理解を深め、ごみの分別・リサイクル活動への協力を得る上で非常に重要であることから、啓発施設は住民に対し環境やごみ処理に関する情報を発信するとともに、循環型社会形成の必要性を考える場を提供することを目的とし、現在の清掃センターで実施している啓発内容を基に新たな内容を検討する予定としています。</p> <p>マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画では、次の5つの啓発内容を掲げておりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①リデュース、リユース、リサイクルについて</li> <li>②ごみの適正処理、分別の重要性について</li> <li>③ごみ処理施設について（安全性、処理方法）</li> <li>④エネルギー回収型一般廃棄物処理施設について</li> <li>⑤その他必要と認めるもの</li> </ol> <p>そのほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の役割理解についての学習</li> <li>・環境保全の学習においては、排ガス性状のモニタリング[運転データの表示]などを想定していますが引き続き検討中です。</li> </ul>
2	計画概要	前田委員	2-2-7	施設の建設、運営は民間事業者が担うことになっていますので、代償措置による生息・生育地の維持管理が確実になされていくために、組合からの公的な支援（資金・人員）は可能でしょうか。	代替措置による生息・生育地の維持管理が確実になされていくように、今後、公的な支援を含めて対応を検討してまいります。
3	計画概要	齊藤委員	2-2-13 表4.2-1	方法書段階での住民意見に対する余熱利用計画の回答がなされているが、その後、検討した具体的な余熱利用計画があればお示しいただきたい。	<p>新処理施設からの回収熱は、発電に使用します。発電した電気は新処理施設内で利用するほか、余剰分は既存の公共施設での利用や売却を検討中です。</p> <p>また、熱利用については、令和5年度の国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受け、新処理施設からの回収熱を農業用温室ハウスと木質チップ乾燥施設へ利用する事業を想定し、事業採算性や温室効果ガスの抑制効果の検討等を行い事業としての実現可能性を調査中です。</p> <p>検討は継続しているため具体的な計画は未定です。</p>
4	計画概要	伊藤（歩）委員	2-2-12、b 減温塔	プラント排水は2-2-14では排水処理後に再利用されると記述されていますが、ここでのプラント排水はどのような性質のもので、排水処理後に減温のために蒸発処理されるのでしょうか。	2-2-12頁の「b 減温塔」で記載しているプラント排水は、2-2-14頁の「④排水処理フロー」で排水処理後に再利用することとしているプラント用水（清水系）になります。排水処理後のプラント用水（清水系）は排ガスの減温に用いられ蒸発します。
5	計画概要	伊藤（歩）委員	2-2-14、 2-2-18	プラント排水はどのような過程で生じるのか、プラント用水の利用方法と合わせて説明してください。また、ろ過後の処理水はプラント用水（清水系）として再利用されるようですが、図2.2-5の排ガス処理フローに示されている減温水以外の利用を想定しているようであれば、その利用方法を説明してください。	<p>プラント排水は、プラントホームでの床洗浄、ごみ収集車の洗車、炉室および灰積み出し室の床洗浄、灰冷却の余剰分（湿式の場合）、ボイラ水のブロー分・機器冷却水のブロー分（連続的に各系統の水を定量入替えを行うために生じる排水）などの過程で発生します。</p> <p>プラント用水の利用方法は、前述の各用途での利用と排ガスの減温水としての利用になります。</p> <p>ろ過後の処理水の再利用先としては、減温水以外では飛灰処理添加水や灰冷却水（湿式の場合）での利用を想定しています。</p>
			—	(No.5追加) プラント用水の原水は水道水になりますか。	お見込みのとおりです。

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
6	大気	永幡委員	2-2-20、 2. 2. 7	<p>工事中の騒音・振動対策として、「建設機械は、低騒音型、低振動型の機種を使用するとともに」とある。低騒音型については実現可能であると考えられるが、低振動型については指定されている機種が少ないこともあり、必ずしも、調達できるとは限らないという話を聞いたことがある。低振動型の機種を確実に調達できる見込みがあるのであれば、今のままの記述でよいが、低振動型ではない機種を使用せざるをえない状況も考えられるのであれば、記述の仕方を検討すべきと思われる。事後評価の際に、環境保全の配慮事項を守れなかった旨の記述をするようなことは、できる限り避けるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、国土交通省が指定している低振動型建設機械は、バックホウとパイプハンマーの2種類のみのため、造成工事における低振動型建設機械の調達が困難と判断される場合は、評価書の段階で環境配慮事項の記載内容を修正いたします。</p>
7	大気	永幡委員	6-2-4、 6. 2騒音	<p>No. 1とNo. 2の地点で、夜は騒音に係る環境基準のA, B類型の基準を超過しているとのことであるが、夜の時間帯に聞こえてくる音がどのような音だったのか、わかる範囲で結構ですので、教えてください。</p>	<p>No. 1、No. 2地点ともに、夜間は虫の鳴き声が確認されました。</p>
8	大気	永幡委員	6-2-14、 6. 2騒音	<p>建設機械騒音の稼働による騒音について、環境基準との整合性という観点からは、確かに、近隣住宅地付近は<math>L_{Aeq}</math>で評価すれば十分ではある。しかし、環境コミュニケーションの観点からは、工事の際の突発的な大きな音が、どの程度の大きさで聞こえてくるのか、というのも重要な情報である。そこで、近隣住宅付近での<math>L_{A5}</math>も示していただきたい。(図6. 2-7は、5dBステップでしか示されていないので、表6. 2-10に合わせて、1dBステップで示されていることがよいと考えます)</p>	<p>図6. 2-7の騒音レベル線図 (<math>L_{A5}</math>) に1dBステップの騒音レベル線を記載した図面を別紙1に示します。</p>
9	大気	永幡委員	6-2-16、 6. 2	<p>表6. 2-4(1)によれば、近隣住宅地付近は、昼間は騒音に係る環境基準のA類型でも十分に満たす地域である。現状でそのような地域に対し、C類型の基準を満たせばよし、とするのはきわめて暴力的である。表6. 2-10によれば、建設機械の稼働により、騒音レベルは10dB以上上昇する。聴感的には、10dBのレベル増加は、音の大きさが倍に感じられることを考えると、環境影響は大きい。また、近隣住宅地付近の調査点については、6:00～22:00の予測値となっており、建設時間帯だけの音圧上昇を考えると、上昇幅は、さらに大きくなるはずである。住民への影響の大きさを真剣に考えるのであれば、工事時間帯のみ(昼休憩の時間も除く)の騒音の増分も示すべきである。</p>	<p>準備書の作成段階では工事計画が未定のため、対象事業実施区域内で掘削工事、盛土工事、法面整形工事(掘削部、盛土部)が同時に施工されることを前提に建設機械の稼働に伴う騒音を予測しました。今後、環境基準のA類型の基準を満たすことを念頭において、段階的な施工を行うことや低騒音型建設機械を採用する等の工事計画を検討いたします。</p> <p>なお、騒音の予測結果は、建設機械の稼働に伴う騒音(寄音)にバックグラウンド騒音を合成し算出していますが、工事時間帯のみ(昼休憩の時間も除く)のバックグラウンド騒音は別紙2に示すとおり、準備書に記載した騒音レベルと同値です(NO. 1地点: 47dB、NO. 2地点: 39dB)。</p>
10	大気	永幡委員	6-2-24、 6. 2	<p>事業地域周辺が騒音に係る環境基準の地域類型を指定されていない地域であることを考えれば、環境基準の準用値を目標値として強調するよりは、工事関係車両が走行することによる増分が十分に小さいこと、すなわち、住民への影響が十分に小さいことをより重視すべきであると考えます。なお、この観点から予測結果を見た場合、道路交通騒音の予測地点No. 1、No. 2については、十分に小さいと言える値であり、No. 3についても、許容の範囲にあると思われる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、評価書ではNo. 1～No. 3の騒音レベルの上昇分は、現況を悪化させることはない旨を追記いたします。</p>
11	大気	永幡委員	6-2-36、 6. 2	<p>騒音に係る環境基準の類型が指定されていない地域において基準値を準用する際には、現状で満たしている最も厳しい基準値との比較をすべきである。今回の近隣住居のように、昼間はA地域の基準を満たし、夜はC地域の基準しか満たさないようなケースでは、昼間はA地域の基準と比較し、夜はC地域の基準と比較するのが筋であろう。また、類型が指定されていない地域では、基準との整合性より、施設の稼働による騒音の増分が十分に小さいか否かを重視した評価をすべきである。なお、この観点から今回の予測結果を検討した場合、増分は高々1dB程度のようなので、増分は十分に小さいと評価できる結果であると思われる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、評価書では予測地点No. 1の昼間及びNo. 2地点の昼間・夜間の目標は環境基準のA類型、No. 1の夜間は現況でA類型の環境基準を超えていることから、C類型の環境基準を目標とすることに修正いたします。また、現況を悪化させるほどの騒音レベルの増加はなく、影響は小さいと予測されることを追記いたします。</p>
12	水環境	伊藤(歩)委員	6-5-8	<p>発生する濁水は調整池を経た後に河川に排出されるものと推察しますが、濁水の流れの過程を把握できるように何らかの図を示していただき、こちらの理解が正しければ、図 6. 5-3には河川に合流後のSS濃度の予測の前に、調整池からの流出水の濃度予測を挿入していただくのが良いように思われます。また、調整池からの流出水のSS予測濃度も示してください。</p>	<p>工事中の降雨時における濁水は、造成工事に先行して設置する調整池で一時貯留した後に下流河川に放流されることとなります。ご意見を踏まえ、評価書では図6. 5-3の予測手順を修正いたします。別紙3に修正後の予測手順を示します。</p> <p>なお、調整池からの流出水のSS予測濃度は、準備書の表6. 5-9 (p. 6-5-11) に示している⑦排水水質 (237. 3mg/L) です。</p>

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
13	水環境	伊藤（歩）委員	6-5-9	6-5-7頁の表 6.5-6に示されている沈降時間とSS濃度との関係を線形近似で示すことができるのかグラフ（プロットと回帰線）と回帰式の決定係数を示してください。また、6-5-9頁には「初期濃度を 2,000mg/L として近似式を作成」とありますが、その作成方法について説明をお願いします。	表6.5-6（p.6-5-7）に示した初期濃度が3,000mg/Lの場合の沈降時間とSS濃度の関係を示したグラフ（プロットと回帰線）、回帰式、決定係数を別紙4に示します。 また、p.6-5-9に示した近似式は、表6.5-6の沈降開始後2分の濃度（2,000mg/L）以降を対象に、回帰式を作成しました。別紙4にグラフ（プロットと回帰線）、回帰式、決定係数を示します。
14	水環境	伊藤（歩）委員	6-5-10、a 平均降雨強度	マニュアルでは平均降雨強度の設定値が3 mm/hとあるようですが、現況水質及び流量の設定値は図 6.5-2に示されている10 mm/hを超える降雨時での実測値が採用されており、3 mm/hでの雨水流出量では過小評価になっている可能性もあるように思います。降雨の継続時間にもよるとは思いますが、安全側の考えで他の例や過去の統計値も参考にして設定値をもっと高めた場合（例えば、10～15 mm/h）での予測と評価もなされることを望みます。	ご意見を踏まえ、平均降雨強度を調査実施時の平均値（17mm/h）とした場合の予測値は539mg/Lとなり、降雨時に実施した調査結果の最大値（530mg/L）を若干上回ります。準備書では、対象事業実施区域内の全域を造成している状態を想定した予測条件としていることから、造成工事は区域を区分して段階的に施工することを環境配慮事項として検討します。 上記の予測条件を変更した場合の予測結果及び追加で実施する環境配慮事項を、評価書に記載いたします。
15	水環境	伊藤（歩）委員	6-5-11、 表6.5-9	⑤濁水発生量の備考の「3」は③でしょうか。	⑤濁水発生量の備考の「3」は③の誤りでした。 評価書の段階で修正いたします。
16	水環境	石川委員	3-1-26～ 3-1-27	地下水の環境基準が超過している測定地点は公表されていませんが地名は記載がありますので、地図にその地名の場所と実施区域との位置関係を示してください。	地下水の環境基準を超過している地点の、「青葉」、「狐禅寺」、「中里」、「長坂」、「田河津」の範囲と対象事業実施区域との位置関係を別紙5に示します。
17	水環境	石川委員	6-5-8	③予測対象時期：実際予測した対象時期はいつなのか教えてください。	予測対象時期は、工事工程が未定であることから対象事業実施区域内の全域で造成工事が行われていると仮定し、その期間中において降雨があった時期となります。
18	廃棄物	伊藤（歩）委員	2-2-11、 6-11-6	灰冷却装置は乾式でしょうか。 焼却灰（主灰）は鉄を分離した後、飛灰とともに埋立て処分されるようですが、その場合、処分先はどこでしょうか。 主灰の資源化は検討されたのでしょうか。	プラント建設を行う民間事業者毎に採用する灰冷却方式があるため、灰の冷却方式の指定はしていません。 灰の埋立処分先は組合の施設である最終処分場に搬入する計画です。 主灰の資源化については、現施設でも一部資源化を行っており、新施設でも検討し、一部行う計画です。量については社会情勢を鑑みて決めて行く予定です。
			—	(No.18追加) 処分先の具体的な場所を示してください。	新処理施設の主灰及び飛灰は、市内の千厩町千厩字北ノ沢地内に整備を計画している新一般廃棄物最終処分場（供用開始予定：令和9年度末）に埋立て処分する見込みです。
19	廃棄物	伊藤（歩）委員	6-12-5、 (6) 予測条件、① 排出活動	「本事業では、ごみ焼却にともない発生する熱を廃熱ボイラで回収して蒸気タービンで発電を行う計画であることから、発電量を温室効果ガスの削減分として取り扱った。」とあります。考え方として、外部電源からの電気使用による排出量に相当する分（3,968 t-CO2/年）を発電分で相殺することはできそうですが、残りの発電分（4,960-3,968≒1,000 t/年）を他の燃料使用や廃棄物焼却による排出量から差し引いても良いのでしょうか。また、売電する場合はどのように考えるのでしょうか。 カーボンリサイクルの導入は検討されたのでしょうか。	本事業で発電する電力は、施設内で利用することが決定しています。施設内で利用した後の余剰電力については、公共施設での利用や売電を検討していることから、本事業の実施に伴う削減量として取り扱いました。 また、余剰電力を売却する場合を想定し、今後、施設の建設及び運営を行う民間事業者を選定する際に提示する要求水準書には、売電業務を行うことを明示し複数の民間事業者より提案を受けることを想定しています。 カーボンリサイクルの導入については検討しておりませんでした。

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
20	その他	平井委員	—	<p>事業者のHPをみますと、丁寧な住民説明がおこなわれているように受け取れます。ただ、そもそもが難しい問題ですので、この点に関していくつか質問をさせていただきます。</p> <p>事業予定地の地権者の多くは、ひとつの集落にまとまって居住していると伺いましたが、①事業予定区域周辺の地権者のいない集落の方々には、具体的にどのような単位で、どういった方法で説明会を実施されているのでしょうか。今回のケースの場合、説明会の対象の範囲設定の仕方によって、住民の意見の出方が大きく異なってくるように思いました。</p> <p>また、本事業計画に対し、住民からの意見書・要望書が出ておりますが（例えば、「子どもたちの未来と環境を守る会」）、②意見書・要望書を出している住民組織に、事業予定区域周辺の地権者のいない集落の住民はいらっしゃいますでしょうか。事業者の認識の範囲でお答えいただけますと幸いです。</p>	<p>①当組合では土地所有者を対象とした「土地所有者説明会」、周辺自治会を対象とした「周辺自治会説明会」、管内住民どなたでもご参加いただける「住民説明会」の3段階で説明会を開催してきておりました。事業予定区域周辺の自治会への説明は「周辺自治会説明会」として3自治会を対象にこれまで実施してきております。3自治会のうち、1自治会は事業予定区域に隣接はしていませんが、当該3自治会は「平沢地区」として一体での取組が昔からなされてきているといった経緯から、自治会側からも説明会は3自治会を対象にしてほしいといった希望もあり、当該3自治会を対象に実施してきております。</p> <p>その後、平沢地区よりももう1段階範囲の広い「弥栄地区」を対象範囲とした説明会も開催してほしいとの要望を受け、「弥栄地区」を単位とした説明会も開催した経過がありますが、現在は対象範囲を限定しない「住民説明会」を弥栄地区で開催するなどしております。</p> <p>なお、例として挙げられております「子どもたちの未来と環境を守る会」からの要望書は今回の新処理施設に対してではなく、新最終処分場の整備に対してのものになります。本事業にあたって、地元住民で組織された「一般廃棄物処理整備計画対策協議会」が設立されておりますが、同協議会からの意見書・要望書の提出はございません。管内の環境団体（一関市民パワー発電事業化検討地域協議会、一関地球温暖化対策地域協議会有志、ひらはずみ地球温暖化対策協議会の3者連名）から新処理施設に関する要望書の提出を受けております。</p> <p>②①のとおりです。</p>
			—	(No.20追加) 「子どもたちの未来と環境を守る会」の意見書については失礼いたしました。②の件、了解いたしました。①の件については、所有権の問題が関係してきますので、審議会の未公開の場、あるいは、現地視察の際に何点か確認できたらと思います。	—
21	その他	伊藤（歩）委員	3-2-16	<p>弥栄小学校の通学路では車両の通行量が増加し、交通安全の対策強化が求められると思います。歩道があるようですが、横断歩道や信号、ガードレール等の新設も考えていらっしゃるのか安全対策についてご説明ください。</p>	<p>新処理施設の進入路が接道する市道と国道284号との交差点付近にはスクールバス停があり、通学時の安全対策を要望されておりますことから、交差点改良に合わせてバス停車帯の確保や動線の確保など、スクールバス停利用児童のPTAからもお話を伺いながら、現在対策を協議しております。また、周辺自治会説明会では、同交差点への信号設置を希望する声も頂戴しておりますが、信号設置などの交通規制は県公安委員会の所管になり、県公安委員会からは利用状況を見て判断することになるため、現時点での交通規制の確約はなされておられません。今後も地元自治会の意向を伺いながら県に対して要望をしていくこととしております。</p>
<b>現地調査での質疑応答(視察地点順)</b>					
22		伊藤（絹）委員	B地点	河川の幅ほどの程度か。	この場所が最大。
23		平井委員		農業に利用する水はどこから取水しているのか。	上流にある頭首工やため池など。
24		事務局		施設からの排水はB地点よりもっと上流側から流入するのか。	そのとおり。
25		伊藤（歩）委員		B地点以降の水利用は。	農業用水含め取水はない。北上川に放流して終わり。
26		伊藤（歩）委員		工事時の濁水はため池に流入するのか。	工事時の濁水は事業実施区域内の調整池に貯める。基本的に施設からの排水はため池に流入しない。
27		永幡委員		護岸工事をしているが、災害はよくあるのか。	今回たまたま護岸工事をされていない箇所が崩落してしまっているが、そこまで頻繁には起こらないと思われる。調査期間中は特段無かった。

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
28		永幡委員	C地点	一日のごみ収集車の量は。	ごみ収集車は、東西方向からそれぞれ1日150台が往来する。ちなみに工事用車両は、1日200台であるが方向は未定。
29	伊藤（歩）委員	徒歩で登下校する児童は居るのか。乗り降りは完全に学校の敷地内か。		子どもの減少により、全校生徒30人程度のほぼ全員がスクールバスを利用。乗り降りはそのとおり。	
		(No.29追加) バス停の場所は。		国道沿いに設置されている場所もあるが、そのような場合は門口まで行き下車させたり、道路を横断することがないようにしている。	
30	事務局	大気・悪臭の数値は問題ないか。		問題ない。基準値と比べて1/10の数値となっている。	
	伊藤（歩）委員	(No.30追加) それは煙突からの排気に関してか。		そのとおり。	
32	事務局	D地点	改変区域内のサンショウウオの卵のうはどうするのか。	事業実施区域内に代償地として、地面を掘りこみ湿地やため池を創出して移す。また、それでは不足する可能性があるとして専門家から指摘されたので、事業実施区域外周辺の余っている休耕田や放棄されている棚田やため池を追加的に使用するため、事業者と土地所有者と交渉していただく計画。	
33	伊藤（歩）委員		希少種の具体的な場所は。	サンショウウオのほか、植物はジュンサイやイヌタヌキモ、サクラソウが確認されている。	
34	伊藤（歩）委員		道路側の林は残すのか。残すとしたら、道路から建物は見えないか。	残すので煙突以外は見えない想定。	
35	永幡委員		今日の交通量はいつも通りか。	そのとおり。通勤時間帯はもっと多い。	
			(No.35追加) ごみ集積車は一日を通して300台が往来するのか。	ごみ収集の時間帯を考慮すると、10時～15時の辺りに集中すると思われる。	
			(事業実施区域内に所在する湿地まで移動)		
36	前田委員		湧いているのか。	染み出しているのが溜まっている。降雨があれば溢れる。	
37	前田委員		藻があるのは別の池か。	ここからは見えない別の場所である。そこでジュンサイなどが自生している。	
38	前田委員		D地点の先に道はあるか。	ない。	
39	事務局		移植先はここから見えるか。	事業実施区域外の代償地は、向こうの棚田などであり、クロサンショウウオ、オオサンショウウオが生息しているので、事業実施区域内の湿地からそれぞれ同種の居るところに分けて移植する。	
40	前田委員	休耕田等の所有者はどのような方か。	事業者を確認していただいている。		
			※非公開		
			※非公開		



No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
			E地点		※非公開
					※非公開
41				事業実施区内で実施できれば一番良いが。	当初はその予定であったが、想定以上の個体数が採取された際の保険として、事業実施区域外にも用意しているところ。アメリカザリガニやウシガエルといった外来種の影響で、年々希少種の個体数は減少していると思われるが、多めに候補地は抑えている。
42		前田委員		移植先の調査はされるか。居そうなところは既に生息しているので、移植する際は何もいないところに新たに代償地を創出していただきたい。	候補地としての調査はしている。複数候補地のうち何か所かをピックアップして、土地所有者に交渉する形。その中で、新たに掘りこめば湿地となる場所はいくつか候補地としてある。
				(No.42追加) 居るところに移植しても、生存できるキャパシティがあるので生存できる環境を新たに創出することが理想。	そういった御意見をいただいているので、事業実施区域外にも候補地を用意している。
				(No.42追加) (新たに掘りこむ場所は) 干上がらないように注意すべき。	春と夏に状況を調査し、干上がらないことを注視して選出している。
43		伊藤(歩)委員		ここから施設は見えるか。	盛土側なので見えると思う。
44					※非公開
45			会議室		※非公開
					※非公開
					※非公開
46					※非公開
					※非公開
47					※非公開

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
					※非公開
48		永幡委員	会議室	D地点の環境騒音について、夜間が環境基準を超過しており、それが虫の声であるという可能性は極めて高いと思う。「建設中の騒音」に関しては、夜間は関係ないため、その値で計算しても問題はないと思うが「施設の稼働」に関しては、夜間も稼働するため、虫の声をバックグラウンドで計算をすると現実と合わないのではないか。 住民にとって環境基準より大事なのは現状からの増分であるが、バックグラウンドが大きいと施設の寄与分が埋もれる。実際、調査結果を見ると夜間については埋もれており、現実を十分に評価出来ていない。そのため、建設した後に騒音に対する苦情が起こるといったことも有り得る。 夜間だけでも、環境省の環境測定マニュアルにおける「除外音」が入らない状況を正確なバックグラウンドとして測定をしないと心配である	バックグラウンド騒音の測定データについては、10分単位で細かく騒音レベルを出しているため、虫の声の影響が少なそうな箇所を抽出し、準備書に記載の値より低くなるかを確認し、変わらないのであれば対応を検討したい。→資料3-6
49		前田委員		夜の虫の声は具体的に何の種か。	具体的には把握していない。コオロギなどではないか。草地のそばで測定したため、虫の声が跳ね上がったと考えられる。
				(No.49追加) 季節的にも一時的なものであるため、時期を少しずらせば簡単に除外できるかと。これは意見。	—
50		永幡委員		弥栄小学校における道路交通騒音について、車両の交通時間帯は限定されていることから $L_{Aeq}$ で計算すると昼間の時間帯全ての合計となってしまう、実際に児童が授業を受けている時間における増分の評価が出来ていないため、実際の授業時間における1時間あたりの増分を示すべき。 夏などは窓を開けると思われるので、授業への影響は無視できず、若干大きい気がしないでもない。今日の交通状況を見てもかなり静かな道路であり、そこに300台がどのように加わるのか。今まで比較的静かであった時間帯に騒音レベルが上がること考えられるため、重要な時間帯に絞り、1時間ごとに見ても保障されることを住民の懸念状況からもデータとして示すべき。	承知した。→資料3-6
51		石川委員		排水は外に出ないとのことだが、施設での洗車の水は生活排水に入るのか。	洗車排水については、プラント排水に含まれ、場内で排水処理をした後、再利用水として排ガスの冷却等に利用し、外には出さない形となっている。
52		石川委員		ダイオキシンについて、視察したE地点など、より事業実施区域に近い予測地点で測定しても良かったのではないかと。	最も濃度の高い地点で予測している。E地点も含め、濃度はp.6-1-75に掲載しているとおりであり、最大濃度のレベル感は分かるとし、一番濃度が高いところは黒丸(最大着地濃度出現地点)で表示している通り。他地点はこれより低い状況。
				(No.52追加) 一番高い数値はどこかに記載されているか。	p.6-1-71の表6-1-48が最大地点。
			(No.52追加) ダイオキシンについては、排出の自主基準値を設けられており、実際の排出はそれよりも低くなると思うがどのくらいと設定されているのか。	実際は更に下がると思うが、現段階では分からない。評価もしていないし想定もしていない。	

No.	区分	委員名	図書頁又は調査地点	質問・意見	事業者回答
				(No.52追加) 現時点では分からないことは承知した。評価する必要はないが、実際は1桁や2桁ほど低くなるなどといった情報だけでも掲載すればよいかと思った。	—
53		伊藤（歩） 委員	会議室	上水として井戸水などの利用は。	基本的には上水道を使用。
54	伊藤（歩） 委員	焼却灰の最終処分場はどのあたりか。新設するのか既存のものを利用するのか。		現在、平行して計画を進めている一関市千厩の最終処分場（令和9年完成予定）を利用する。	
				(No.54追加) それに関しては、審査会で情報を示していただけるか。	最終処分場については、追加質問をいただいていたのでそれに回答する形で対応する。→No.18追加

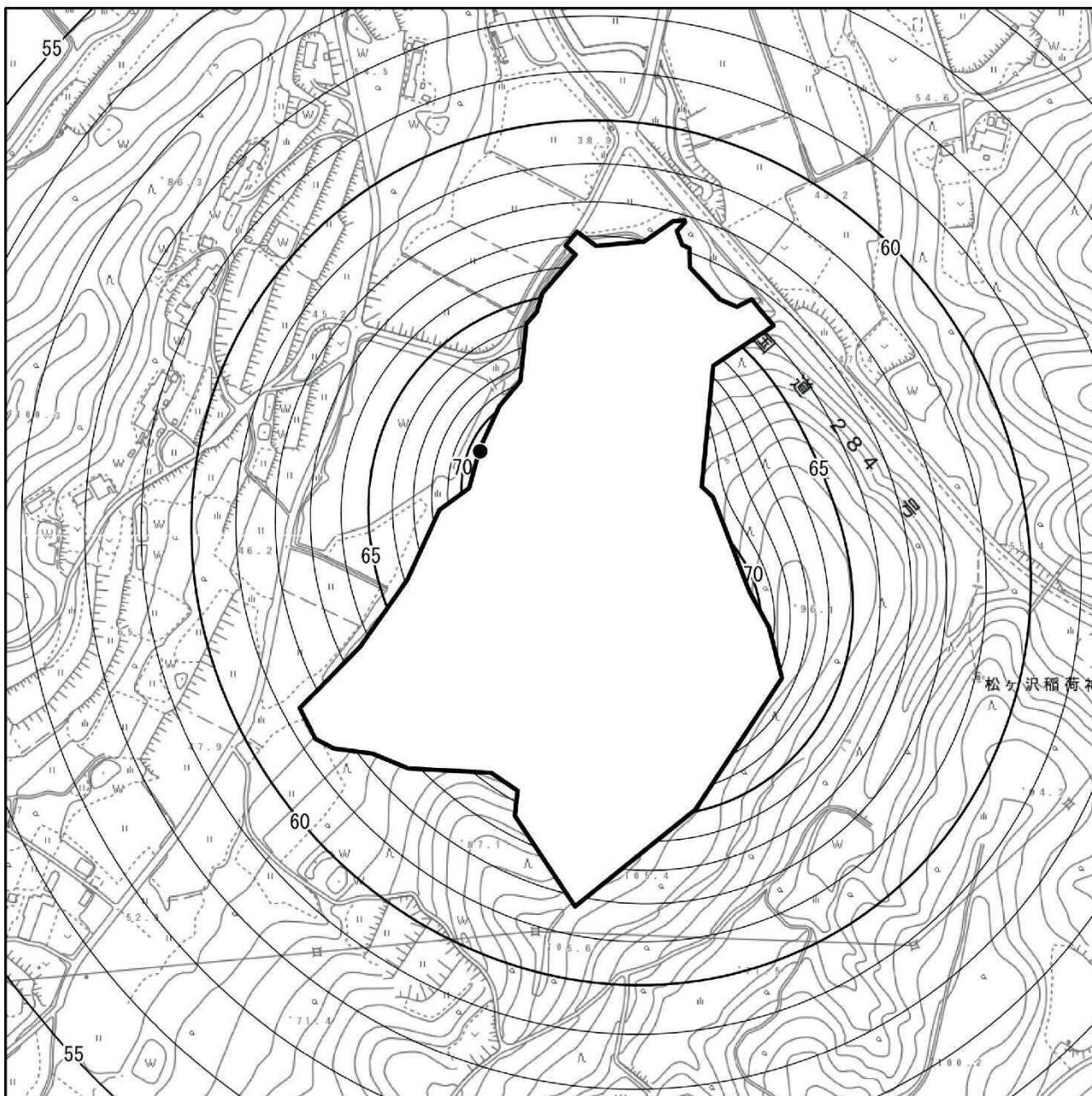



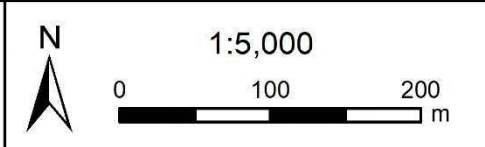


図6.2-7 騒音レベル線図 (L<sub>A5</sub>)

凡例

-  対象事業実施区域
-  等騒音レベル線 (dB)
-  敷地境界最大地点



騒音予測地点の現況騒音レベル（等価騒音レベル）

測定日	観測時間	時間帯区分	予測地点	
			NO. 1	NO. 2
令和4年10月4日	12:00 ~ 13:00	昼間	41.3	37.1
	13:00 ~ 14:00	昼間	42.3	35.0
	14:00 ~ 15:00	昼間	40.6	36.8
	15:00 ~ 16:00	昼間	45.0	36.0
	16:00 ~ 17:00	昼間	46.0	35.4
	17:00 ~ 18:00	昼間	47.2	37.7
	18:00 ~ 19:00	昼間	47.7	33.4
	19:00 ~ 20:00	昼間	48.2	32.4
	20:00 ~ 21:00	昼間	48.8	33.3
	21:00 ~ 22:00	昼間	47.6	33.5
	22:00 ~ 23:00	夜間	46.2	32.8
	23:00 ~ 0:00	夜間	47.4	34.5
令和4年10月5日	0:00 ~ 1:00	夜間	47.1	36.1
	1:00 ~ 2:00	夜間	48.0	35.0
	2:00 ~ 3:00	夜間	47.5	35.4
	3:00 ~ 4:00	夜間	47.5	40.7
	4:00 ~ 5:00	夜間	46.8	39.2
	5:00 ~ 6:00	夜間	44.9	40.0
	6:00 ~ 7:00	昼間	43.2	42.7
	7:00 ~ 8:00	昼間	42.0	40.8
	8:00 ~ 9:00	昼間	44.5	41.5
	9:00 ~ 10:00	昼間	52.6	41.1
	10:00 ~ 11:00	昼間	46.5	40.7
	11:00 ~ 12:00	昼間	44.0	40.3
バックグラウンド騒音		昼間(6~22時)	47 (46.7)	39 (38.6)
		工事時間帯 (8~12時、13~18時)	47 (46.8)	39 (39.0)

準備書 p. 6. 5-8 に記載した図 6. 5-3 を下記のとおり修正し（赤字部分を追記）、評価書に記載いたします。

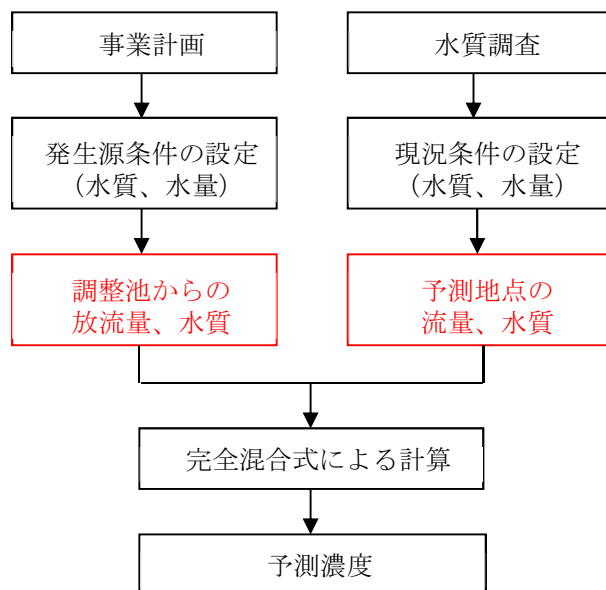


図 6. 5-3 造成等の工事による水の濁りの予測手順

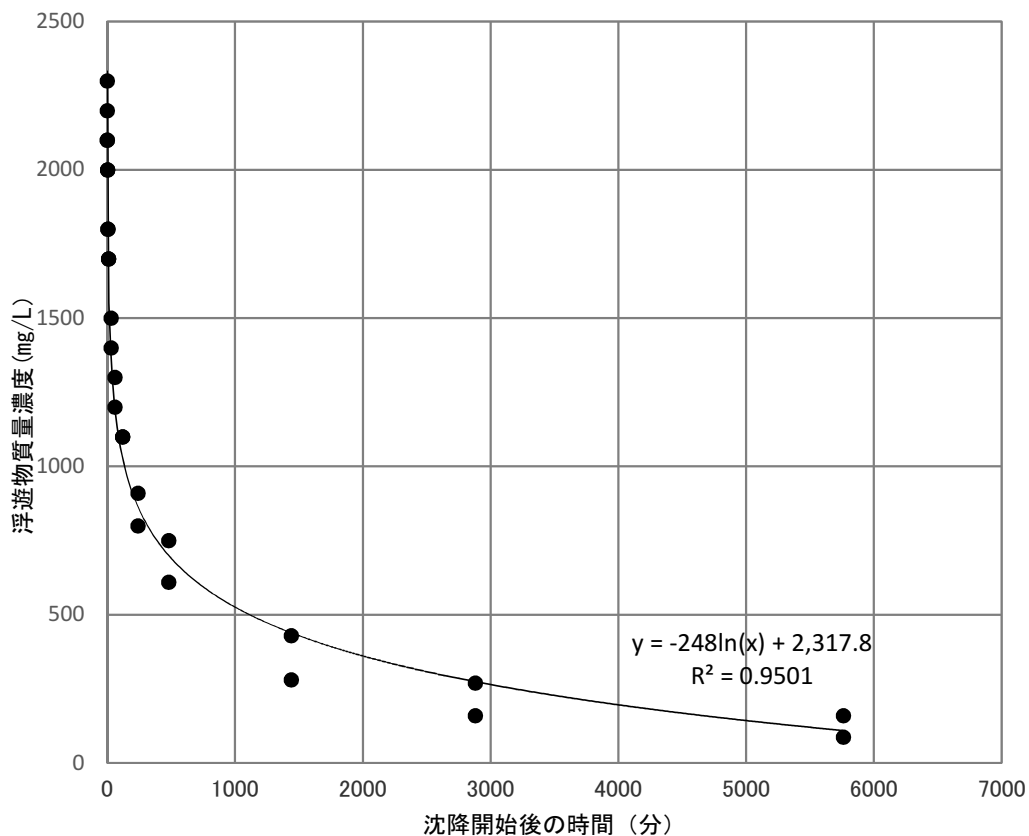


図 沈降時間と SS 濃度の関係 (初期濃度 3,000mg/L)

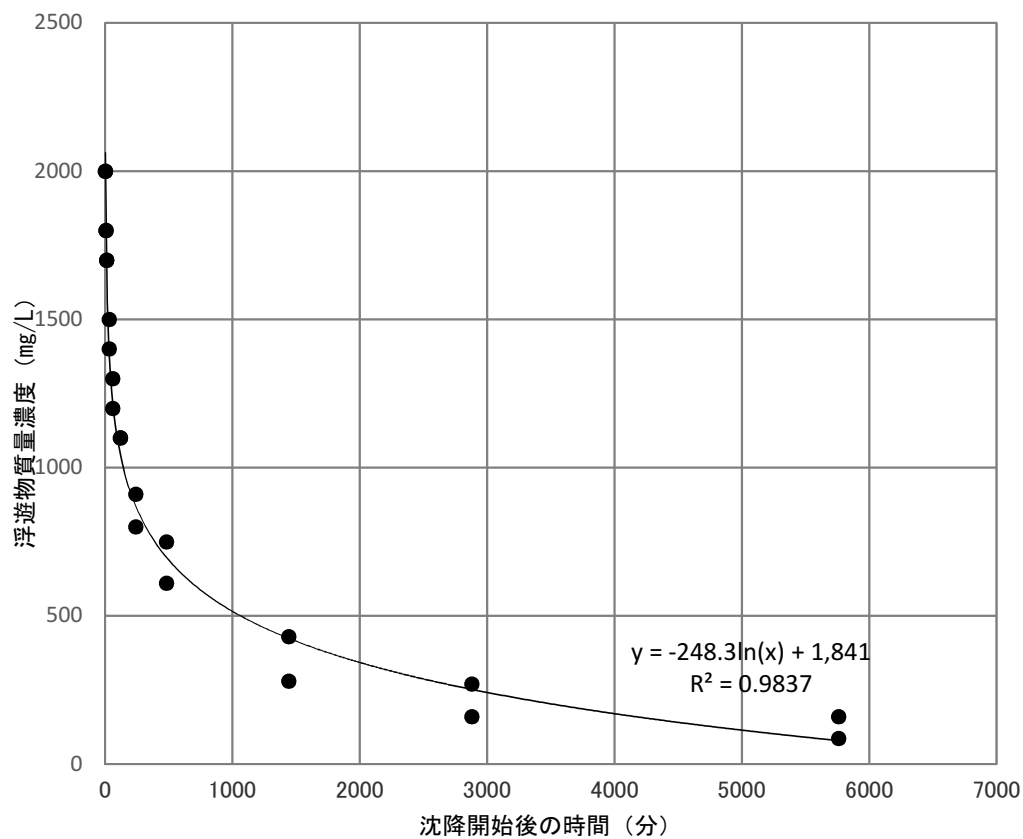


図 沈降時間と SS 濃度の関係 (初期濃度 2,000mg/L)

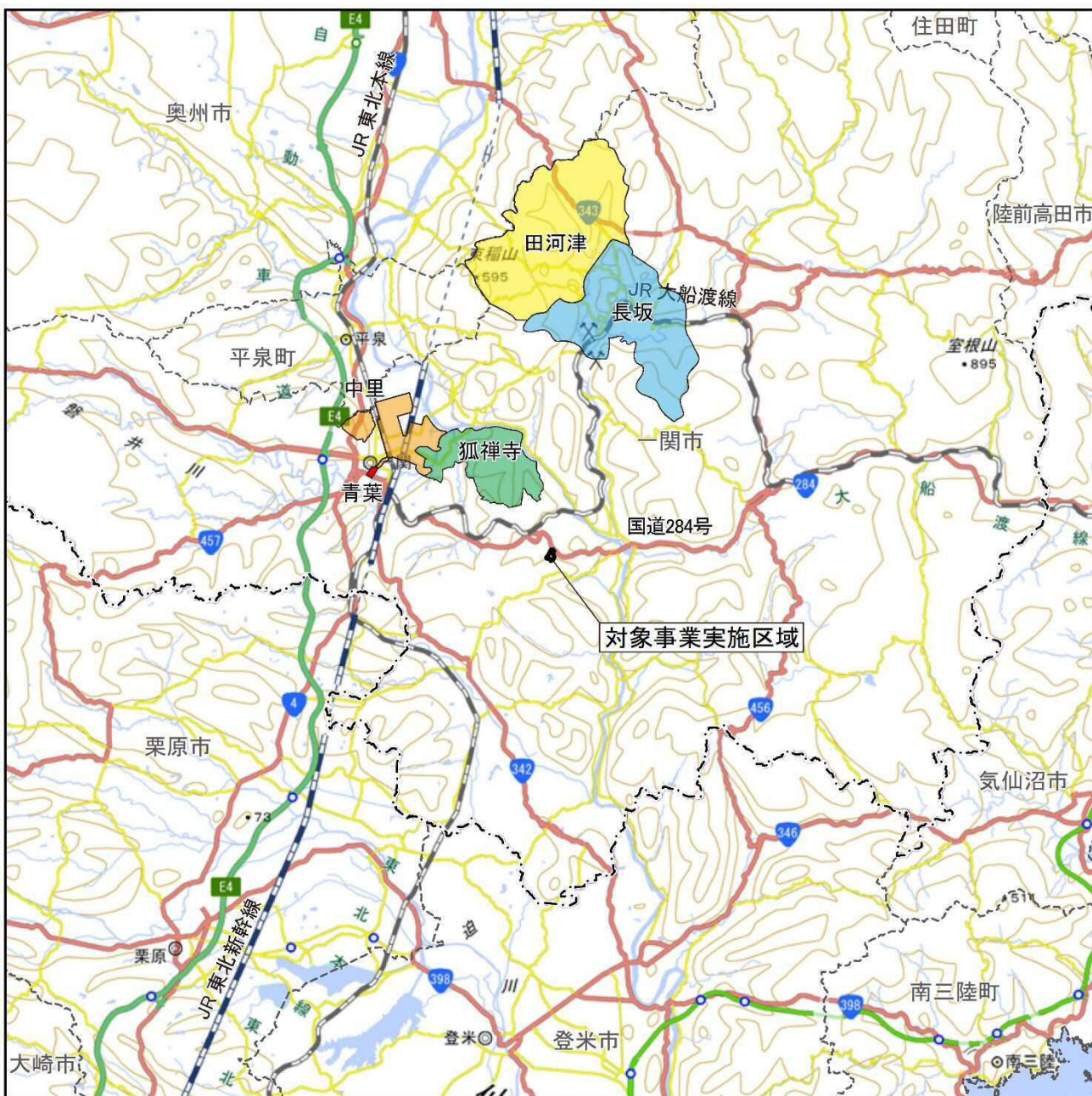

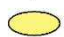


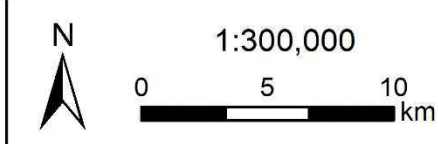
図 基準を超えている地下水質調査地区

凡例

 対象事業実施区域

地下水質調査地区

-  青葉
-  狐禅寺
-  中里
-  長坂
-  田河津





エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業  
環境影響評価審査会提出追加資料

令和6年3月

一関地区広域行政組合

## 1. 施設の稼働に伴う騒音の評価について

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載した近隣住宅地における施設の稼働に伴う騒音の評価は、対象事業で整備するごみ処理施設からの予測騒音レベルと現況騒音レベルを合成した騒音レベルを算出し、環境基準と比較している。

しかしながら、予測地点 No. 1 の現況騒音レベルは、虫の声の影響で夜間の騒音レベルが高く、施設の稼働による騒音の予測結果より高い値となっていることが想定される。

本資料では、予測地点 No. 1 の現況騒音レベルを再測定により把握し、施設の稼働に伴う騒音レベルが現況と比べどの程度上昇するかを整理した。

### 1) 環境影響評価準備書に記載した施設の稼働に伴う騒音の評価結果

施設の稼働に伴う騒音の予測・評価結果は、表-1 に示すとおりである。

No. 1 地点には騒音に係る環境基準類型のあてはめはないが、騒音に係る環境基準の C 類型の基準を目標とし、基準又は目標との整合は図られていると評価した。

表-1 施設の稼働に伴う騒音の予測・評価結果（近隣住宅地、 $L_{Aeq}$ ）

単位：dB

予測地点		時間区分	施設の稼働による騒音レベル (A)	バックグラウンド騒音 (B)	予測値 (A と B の合成)	基準 又は目標*
近隣住宅地	No. 1	昼間 (6:00 ~22:00)	39	47	48	60 以下
		夜間 (22:00 ~翌 6:00)	38	47	48	50 以下

\*:近隣住宅地には騒音に係る環境基準類型のあてはめはないが、騒音に係る環境基準の C 類型の基準を目標とした。

### 2) 騒音再測定結果による施設の稼働に伴う騒音の評価結果

騒音再測定の結果は、昼間が 41dB、夜間が 33dB であった。

騒音再測定結果を踏まえた施設の稼働に伴う騒音の予測・評価結果は表-2 に示すとおりであり、現況の騒音レベルからは昼間で 2dB、夜間で 6dB 高くなるが、環境基準の A 類型及び B 類型の基準を下回ると予測する。

表-3 に予測地点 No. 1 で実施した騒音の再測定結果を示す。

表-2 施設の稼働に伴う騒音の予測・評価結果（近隣住宅地、 $L_{Aeq}$ ）

単位：dB

予測地点		時間区分	施設の稼働による騒音レベル (A)	バックグラウンド騒音 (B)	予測値 (A と B の合成)	基準 又は目標*
近隣住宅地	No. 1	昼間 (6:00 ~22:00)	39	41	43	55 以下
		夜間 (22:00 ~翌 6:00)	38	33	39	45 以下

\*:近隣住宅地には騒音に係る環境基準類型のあてはめはないが、騒音に係る環境基準の A 類型及び B 類型の基準を掲載した。

表-3 予測地点 No. 1 の現況騒音レベル再測定結果

単位: dB

測定日	時間	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	時間率騒音レベル		
			$L_5$	$L_{50}$	$L_{95}$
令和6年 2月28日	13:00~14:00	42.9	45.3	41.1	38.5
	14:00~15:00	43.0	45.4	41.9	39.7
	15:00~16:00	42.1	44.6	40.3	38.1
	16:00~17:00	41.5	42.9	38.0	35.5
	17:00~18:00	40.1	42.6	38.7	35.9
	18:00~19:00	38.0	41.1	36.6	33.4
	19:00~20:00	36.7	39.5	34.1	30.9
	20:00~21:00	35.8	39.8	33.0	29.9
	21:00~22:00	35.9	39.3	33.3	31.0
	22:00~23:00	32.1	34.9	29.6	28.1
	23:00~24:00	33.0	34.0	28.6	27.7
令和6年 2月29日	00:00~1:00	31.7	33.4	29.1	28.1
	1:00~2:00	35.8	33.8	29.6	28.3
	2:00~3:00	32.1	33.5	29.2	27.9
	3:00~4:00	32.3	34.0	28.9	27.6
	4:00~5:00	31.3	33.4	28.5	27.5
	5:00~6:00	34.9	38.1	30.7	28.1
	6:00~7:00	39.9	43.4	35.6	31.1
	7:00~8:00	42.2	45.5	40.8	35.6
	8:00~9:00	39.8	43.2	37.7	33.4
	9:00~10:00	41.1	43.9	38.2	34.6
	10:00~11:00	41.6	44.3	39.2	35.9
	11:00~12:00	44.5	44.7	38.9	35.7
	12:00~13:00	40.1	42.7	37.0	33.4
基準 時間帯値	昼間 (6:00~22:00)	41	43	38	35
	夜間 (22:00~6:00)	33	34	29	28

## 2. 弥栄小学校の授業時間帯での道路交通騒音の影響について

準備書に記載した弥栄小学校前（予測地点 No. 2）における、工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う昼間の騒音レベルは、6時～22時の授業時間帯以外の予測値を含め騒音レベルの増加分を算出した。

本資料では、授業時間帯に該当する8時～16時の時間別の騒音レベルの増加を整理した。

### 1) 準備書に記載した弥栄小学校前（予測地点 No. 2）の騒音の評価結果

工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う騒音の予測・評価結果は、表-3 に示すとおりである。

No. 2 地点の背後となる弥栄小学校の校舎前面における、工事用車両の運行に伴う等価騒音レベルの増加（ $\Delta L$ ）は 0.4dB 未満、廃棄物運搬車両の運行に伴う等価騒音レベルの増加（ $\Delta L$ ）は 0.6dB 未満であり、影響は小さいと予測した。

表-3 道路交通騒音の予測・評価結果（弥栄小学校前）

単位：dB

予測地点	現況騒音レベル(A) *1	工事用車両の運行		廃棄物運搬車両の運行		基準又は目標*2
		騒音レベルの増加(B) *1	予測値(A+B)	騒音レベルの増加(C) *1	予測値(A+C)	
No. 2	68 (67.9)	0.4	68 (68.3)	0.6	69 (68.5)	70

\*1. 現況騒音レベル、騒音レベルの増加は6時～22時の値。

\*2. 予測地点は、環境基準の類型区分に指定された地域に該当しないが、幹線交通を担う道路に近接する空間（道路敷地境界から15mの範囲）の昼間（6:00～22:00）の環境基準を目標とした。

## 2) 弥栄小学校の授業時間帯での道路交通騒音の予測結果

工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う授業時間帯での騒音レベルの増加は、表-4に示すとおりである。

工事用車両の運行に伴う騒音レベルの増加が最大となるのは11時～12時及び14時～15時の時間帯で0.7dB、廃棄物運搬車両の運行に伴う騒音レベルの増加が最大となるのは14時～15時の時間帯で1.2dBである。

なお、8時～9時の時間帯での廃棄物運搬車両の運行に伴う騒音レベルが0.8dB増加し、目標とした基準を0.2dB上回ると予測するが、予測地点は国道284号の沿道であり、弥栄小学校の校舎までは30m程度の距離があることから、上記の騒音レベル増加より小さくなり影響は小さいと考えられる。

表-4 弥栄小学校の授業時間帯での道路交通騒音予測結果

単位：dB

時間	現況騒音レベル (A)	工事用車両の運行		廃棄物運搬車両の運行		基準 又は目標*
		騒音レベル の増加(B)	予測値 (A+B)	騒音レベル の増加(C)	予測値 (A+C)	
8:00～9:00	69.4	0.5	69.9	0.8	70.2	70 以下
9:00～10:00	68.2	0.6	68.8	1.0	69.2	
10:00～11:00	68.4	0.5	68.9	0.9	69.3	
11:00～12:00	67.8	0.7	68.5	1.0	68.8	
12:00～13:00	67.9	0.0	67.9	0.0	67.9	
13:00～14:00	67.7	0.6	68.3	1.0	68.7	
14:00～15:00	67.4	0.7	68.1	1.2	68.6	
15:00～16:00	68.1	0.6	68.7	1.0	69.1	

\*. 予測地点は、環境基準の類型区分に指定された地域に該当しないが、幹線交通を担う道路に近接する空間(道路敷地境界から15mの範囲)の昼間(6:00～22:00)の環境基準を目標とした。